

# 障がい者のしおり

—— 障がいのある方のために ——

八戸市福祉事務所 障がい福祉課

# 目次

<b>障害者手帳</b> . . . . .	1
・身体障害者手帳	
・愛護手帳（療育手帳）	
・精神障害者保健福祉手帳	
<b>年金と手当</b> . . . . .	8
・国民年金（障害基礎年金）	
・障害厚生年金	
・特別障害者手当	
・障害児福祉手当	
・特別児童扶養手当	
・児童扶養手当	
・心身障害者扶養共済制度	
<b>医療費の助成</b> . . . . .	16
・重度心身障害者医療費	
・自立支援医療費（更生医療・育成医療・精神通院医療）	
・後期高齢者医療制度	
・指定難病医療費助成制度	
・特定疾病の医療費	
・青森県先天性血液凝固因子障害等治療研究事業	
・小児慢性特定疾病の医療費助成制度	
・小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付	
<b>税制上の措置</b> . . . . .	20
・自動車税・環境性能割・軽自動車税	
・所得税および市民税・県民税	
・相続税の障害者控除	
・贈与税の非課税扱い	
<b>交通機関の割引</b> . . . . .	23
・有料道路通行料金の割引	
・タクシー運賃の割引	
・タクシー料金の助成	
・自家用車燃料費の助成	
・バス特別乗車証（ほほえみ共通バス券「ハチカ」）の交付	
・乗合バス運賃の割引	
・旅客鉄道株式会社（JR）の割引	
・航空旅客運賃の割引	
・駐車禁止除外指定	
・八戸市福祉有償運送	

<b>情報・通信</b>	30
・ NHK放送受信料の減免	
・ 郵便物の無料扱い	
・ NTT無料番号案内	
・ 携帯電話料金の割引	
・ 福祉電話の貸与	
<b>障害者総合支援法</b>	32
・ 障害福祉サービス	
・ 難病患者等対象疾患一覧	
・ 障害児通所サービス	
・ 補装具費（購入・修理）の支給	
<b>地域生活支援事業</b>	43
・ 障がい者相談支援事業	
・ 住宅入居等支援事業（居宅サポート事業）	
・ 地域活動支援センター	
・ 移動支援事業	
・ 訪問入浴サービス事業	
・ 日中一時支援事業	
・ 障害児等療育支援事業	
・ 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	
・ 代読・代筆支援員派遣事業	
・ 日常生活用具給付事業	
・ 住宅改修費の支給	
・ 運転免許取得費の助成	
・ 自動車改造費の助成	
<b>その他のサービス・制度</b>	61
・ 市内公共施設の利用（入場）料の割引	
・ 身体障害者巡回診査	
・ 在宅訪問診査	
・ 選挙時の投票制度	
・ はり・きゅう・あんまマッサージ助成券の交付	
・ 成年後見センター	
・ 介護保険制度	
・ 避難行動要支援者事業	
・ 生活福祉資金貸付制度	
・ 日常生活自立支援事業	
<b>職業指導と雇用促進</b>	67
<b>学校</b>	68
<b>相談窓口と相談員</b>	69
<b>各種福祉団体</b>	75
<b>福祉施設</b>	76

# 障害者手帳

## 身体障害者手帳

問合せ先 八戸市 障がい福祉課 0178 (43) 9106

<手続き一覧>

手続きの内容		手続きに必要なもの
新規申請		<ul style="list-style-type: none"> <li>・マイナンバーカード又は通知カード</li> <li>・診断書（指定の用紙があります）※</li> <li>・顔写真（たて4 cm×よこ3 cm）2枚</li> </ul>
手帳の再交付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・程度変更</li> <li>・障がい名追加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マイナンバーカード又は通知カード</li> <li>・診断書（指定の用紙があります）※</li> <li>・身体障害者手帳</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・紛失・破損</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マイナンバーカード又は通知カード</li> <li>・顔写真（たて4 cm×よこ3 cm）2枚</li> </ul>
氏名・住所の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氏名変更</li> <li>・市内での転居</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マイナンバーカード又は通知カード</li> <li>・身体障害者手帳</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市外への転出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・転出先の市町村の障がい者関係窓口で転入の手続きをしてください。</li> <li>・手当やサービスを利用している方は、八戸市での手続きが必要な場合がありますのでお問合せください。</li> </ul>
手帳の返還	<ul style="list-style-type: none"> <li>・死亡</li> <li>・障がい消失、軽減し手帳に該当しなくなった</li> <li>・手帳所持を辞退したい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳</li> <li>・マイナンバーカード又は通知カード</li> </ul> <p>注) 利用していたサービスについての届出も必要となります。</p>

※ 診断書は、身体障害者福祉法に基づく指定を受けた医師が作成したものが必要となります。

<障がいの種類及び等級>

種 類	等 級					
	1	2	3	4	5	6
視 覚（目の不自由な方）	○	○	○	○	○	○
聴 覚（耳の不自由な方）		○	○	○		○
音声・言語（発語に障がいのある方）			○	○		
平 衡（平衡機能に障がいのある方）			○		○	
肢体不自由（上肢・下肢・体幹に障がいのある方）	○	○	○	○	○	○
内 部（心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸 ・小腸・肝臓・免疫機能に障がいのある方）	○	※ ○	○	○		

※肝臓・免疫機能障がいのみ

（身体障害者程度等級表は次頁に掲載しています。）

<身体障害者手帳をお持ちの方へ>

1. 障がいの状態により、将来的に手帳の等級の見直し（再認定）が必要となる場合があります。この場合は、1ヶ月程前に通知いたしますので、年1回実施している巡回診査（61頁参照）を受けるか、指定医師が作成した診断書を提出してください。
2. 40歳以上65歳未満の方で、障がいの原因が64頁に掲げる特定疾病である場合は、介護保険制度の対象者となる可能性があります。この場合は、介護保険によってサービスを受けていただくこととなり、一部の障害福祉サービスが受けられない場合があります。特に、在宅サービスを希望する方は、すみやかに介護保険の要介護認定を受けてください。
3. 65歳以上で、常時介護が必要な方は、介護保険によってサービスを受けていただくこととなりますので、在宅サービスを希望する方は、すみやかに介護保険の要介護認定を受けてください。
4. 同じ障がいを持った方たちの会が組織されております。各種福祉団体については75頁をご覧ください。

<身体障害者程度等級表>

		1 級	2 級	3 級
視覚障害		視力の良い方の眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）が0.01以下のもの	1 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が28度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	1 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの（2級の2に該当するものを除く。） 2 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
聴覚又は平衡機能の障害	聴覚障害		両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの（両耳全ろう）	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
	平衡機能障害			平衡機能の極めて著しい障害
音声機能、言語機能又はそしやく機能障害				音声機能、言語機能又はそしやく機能の喪失
肢体不自由	上肢	1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 一上肢を上腕の1/2以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したもの	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3 一上肢の機能の著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの
	下肢	1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢を大腿の1/2以下で欠くもの	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を下腿の1/2以上で欠くもの	1 両下肢をショパール関節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の1/2以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したもの
	体幹	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	1 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上がる事が困難なもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの
	移動	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの
内部障害	心臓・じん臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸	自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
	肝臓機能障害・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	日常生活活動がほとんど不可能なもの	日常生活活動が極度に制限されるもの	日常生活活動が著しく制限されるもの（4級該当のものを除く）

4 級	5 級	6 級	7 級
1 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの(3級の2に該当するものを除く。) 2 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3 両眼開放視認点数が70点以下のもの	1 視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの 2 両眼による視野の1/2以上が欠けているもの 3 両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの 5 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他眼の視力が0.02以下のもの	
1 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの 2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50%以下のもの		1 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの 2 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの	
	平衡機能の著しい障害		
音声機能、言語機能又はそしやく機能の著しい障害			
1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能を著しい障害	1 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2 一上肢の一肩関節・肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3 一上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	1 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの
1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3 一下肢を下腿の1/2以上で欠くもの 4 一下肢の機能の著しい障害 5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して、10cm以上又は健側の長さの1/10以上短いもの	1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3 一下肢が健側に比して5cm以上又は健側の長さの1/15以上短いもの	1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障害	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して3cm以上又は健側の長さの1/20以上短いもの
	体幹の機能の著しい障害		
不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	上肢に不随意運動・失調等を有するもの
不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの
社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	<p>備 考</p> <p>1 同一の等級についての二つの重複する障害がある場合は、一級上の級とする。但し、二つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは、該当等級とする。</p> <p>2 肢体不自由においては、七級に該当する障害が二以上重複する場合は、六級とする。</p> <p>3 異なる等級について二以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上の級とすることができる。</p> <p>4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。</p> <p>5 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。</p> <p>6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長(上腕においては腋窩より、大腿において坐骨結節の高さより計測したもの)をもつて計測したものをいう。</p> <p>7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。</p>		
社会での日常生活活動が著しく制限されるもの			

# 愛護手帳（療育手帳）

問合せ先      八戸市 障がい福祉課      0178（43）9106  
                   三八児童相談所            0178（27）2271

## <手続き一覧>

手続きの内容		手続きに必要なもの
	・新規申請	<b>【18歳未満の方】</b> ・顔写真（たて4cm×よこ3cm）1枚 ・本人のマイナンバーカード又は通知カード ・母子手帳 <b>【18歳以上の方】</b> ・上記に加え、学生時代の成績表、知能検査の結果が必要です。
	・再判定	<b>【18歳未満の方】</b> ※受付は三八児童相談所です。 ・愛護手帳 <b>【18歳以上の方】</b> ・顔写真（たて4cm×よこ3cm）1枚 ・本人のマイナンバーカード又は通知カード ・愛護手帳 注）指定された再判定時期の1～2ヶ月前までに申請してください。
再交付	・紛失・破損	・顔写真（たて4cm×よこ3cm）1枚 ・本人のマイナンバーカード又は通知カード
氏名・住所の変更	・本人・保護者の氏名変更 ・市内での転居	・愛護手帳 ・本人のマイナンバーカード又は通知カード
	・市外への転出	・転出先の市町村の障がい者関係窓口で転入の手続きをしてください。 ・手当やサービスを利用している方は、八戸市での手続きが必要な場合がありますのでお問合せください。
手帳の返還	・死亡 ・手帳所持を辞退したい	・愛護手帳 ・本人のマイナンバーカード又は通知カード 注）利用していたサービスについての届出も必要となります。

障がいの状態により、将来的に障がいの程度の見直し(再判定)が必要となる場合があります。この場合は、手帳に次期判定年月日が記載されていますので、18歳未満の方は三八児童相談所に、18歳以上の方は障がい福祉課にお問合せください。

<障がいの程度>

障がい程度	障がい程度の基準
<p>A (最 重 度 ・ 重 度)</p>	<p>①知能指数がおおむね 35 以下で、日常生活において常時介護を要し、次のいずれかに該当する方。  ○食事・着脱衣・排便および洗面など日常生活において介助を必要とし、社会生活への適応が著しく困難であること。  ○頻繁にてんかん発作、または失禁・異食・興奮・多動・その他の問題行動があり、監護を必要とすること。  ②知能指数がおおむね 50 以下で、視覚障がいもしくは聴覚・言語障がいまたは肢体不自由で、身体障害者手帳の 1 級、2 級または 3 級に該当する方。</p>
<p>B (中 度 ・ 軽 度)</p>	<p>知能指数がおおむね 70 以下で、A（最重度・重度）に該当しない方。</p>

# 精神障害者保健福祉手帳

**問合せ先**      八戸市 障がい福祉課      0178 (43) 9106  
                     三戸保健所                      0178 (27) 5111 (代表)

## <手続き一覧>

手続きの内容		手続きに必要なもの
<ul style="list-style-type: none"> <li>・新 規</li> <li>・更 新</li> <li>・等級変更</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・手帳（現在お持ちの方のみ）</li> <li>・マイナンバーカード又は通知カード</li> <li>・顔写真（たて4 cm×よこ3 cm）1枚※</li> <li>・添付書類（①～②のいずれか必要）               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 診断書（精神障害者保健福祉手帳用）</li> <li>② 精神障がい事由とする障害年金証書又は特別給付金受給資格者証・年金振込通知書</li> </ul> </li> </ul> <small>注）更新の時期については八戸市の公式LINEアカウントで通知設定が可能です。利用を希望する方は、電話や窓口にてお申し付けください。</small>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・県外からの転入</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・旧都道府県発行の手帳原本</li> <li>・マイナンバーカード又は通知カード</li> <li>・顔写真（たて4 cm×よこ3 cm）1枚※</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・氏名変更</li> <li>・市内での転居</li> <li>・県内からの転入</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・手帳</li> <li>・マイナンバーカード又は通知カード</li> </ul>
再交付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・紛失・破損</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マイナンバーカード又は通知カード</li> <li>・顔写真（たて4 cm×よこ3 cm）1枚※</li> </ul>
返 還	<ul style="list-style-type: none"> <li>・死亡</li> <li>・非該当</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手帳</li> <li>・マイナンバーカード又は通知カード</li> </ul> <small>注）利用していたサービスについての届出も必要となります。</small>

※顔写真は、手帳に添付を希望される場合のみ必要。

## <障がい等級>

障がい等級の判定にあたっては、精神疾患（機能障がい）の状態と、それに伴う生活能力障がいの状態の両面から総合的に判定されます。

障がい等級	精神障がいの状態
1 級	日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
2 級	日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
3 級	日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

# 年金と手当

## 国民年金（障害基礎年金）

問合せ先 八戸市 国保年金課⑦ 0178 (43) 9079

### <対象者>

次のすべてに該当する方

- ① 初診日（病気やけがで初めて医師の診断を受けた日）において、国民年金の被保険者または20歳前であること。資格を喪失したあとも、初診日において、日本国内に住所を有し、60歳以上65歳未満であること。  
※ 老齢基礎年金を繰り上げて受給している方を除きます。
- ② 障害認定日（初診日から1年6ヶ月を経過した日またはその期間内に症状が固定した日）に国民年金法で定める1級または2級の障がいの状態にあること。※ 障害年金の等級は、身体障害者手帳等の等級とは必ずしも一致しません。
- ③ 保険料を一定以上納付していること。

### <支給年金額>

- 1級障害 年 額 1,059,125 円 (R8～)
  - 2級障害 年 額 847,300 円 (R8～)
- ※ 生計を共にしている18歳未満の子（障がい者は20歳未満）がいる場合、加算があります。

### <その他>

国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより障害基礎年金等を受給していない障がい者の方に、福祉的措置として「特別障害給付金」制度があります。詳しくは、国保年金課へお問合わせください。

## 障害厚生年金

問合せ先 八戸年金事務所 0178 (44) 1742

障害厚生年金は、厚生年金保険の被保険者期間中に初診日のある傷病で、障害基礎年金に該当する障がいが生じたときに、障害基礎年金に上乘せする形で支給されます。

障害基礎年金に該当しない程度の障がいでも、厚生年金の障害者等級表に該当するときは、独自の障害厚生年金（3級）または障害手当金（一時金）が支給されます。

なお、勤務先によっては共済制度等各種の障害年金の支給があります。

# 特別障害者手当

問合せ先 八戸市 障がい福祉課 0178 (43) 9106

心身に重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別な介護を要する在宅の20歳以上の方に支給されます。なお、身体障害者福祉法による障害等級とは必ずしも同一の基準ではないため、申請についてはお問合せください。

## <対象者>

次のいずれかに該当する在宅の20歳以上の方

- ① 別表1に該当する障がいがある方が2つある方
- ② 別表1に該当する障がいがある方が1つあり、かつそれ以外に別表2に該当する障がいがある方が2つあり、あわせて3つの障がいがある方
- ③ 別表1の3～5に該当する障がいがある方が1つあり、かつその障がいがある方が特に重度のため、日常生活動作能力の評価が極めて重度と認められた方
- ④ 別表1の6～7に該当する障がいがある方が1つあり、かつその状態が絶対安静、精神の障がいでは日常生活能力の評価が極めて重度と認められた方

## <支給制限>

- ① 日本国内に住所を有しないとき
- ② 障害者支援施設、特別養護老人ホーム等の施設に入所したとき
- ③ 病院、診療所等に継続して3ヶ月を超えて入院したとき
- ④ 原爆被爆者の介護手当、公害健康補償および予防接種法の手当が支給されているとき
- ⑤ 本人または配偶者、扶養義務者に一定限度額以上の所得があるとき

## <支給額>

月額 30,450円 ※ 令和8年4月から改定されました。

特別障害者手当は、毎年5月、8月、11月、2月の4回に分けて、それぞれの月の前月分までがまとめて支給されます。

※ 物価変動等により、支給額が変更される場合があります。

〔別表 1〕

1. 次に掲げる視覚障害

- イ 両眼の視力がそれぞれ 0.03 以下のもの
- ロ 一眼の視力が 0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの
- ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I/4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつ I/2 視標による両眼中心視野角度が 28 度以下のもの
- ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 20 点以下のもの

2. 両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの

3. 両上肢の機能に著しい障がいをするもの、または両上肢の全ての指を欠くもの、もしくは両上肢の全ての指の機能に著しい障がいをするもの

4. 両下肢の機能に著しい障がいをするもの、または両下肢を足関節以上で欠くもの

5. 体幹の機能に座っていることができない程度、または立ち上がることのできない程度の障がいをするもの

6. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がいまたは長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能とならしめる程度のも

7. 精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のも

〔別表 2〕

1. 次に掲げる視覚障害

- イ 両眼の視力がそれぞれ 0.07 以下のもの
- ロ 一眼の視力が 0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの
- ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I/4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつ I/2 視標による両眼中心視野角度が 56 度以下のもの
- ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの

2. 両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの

3. 平衡機能に極めて著しい障がいをするもの

4. そしゃく機能を失ったもの

5. 音声または言語機能を失ったもの

6. 両上肢のおや指およびひとさし指の機能を全廃したもの、または両上肢のおや指およびひとさし指を欠くもの

7. 一上肢の機能に著しい障がいをするもの、または一上肢の全ての指を欠くもの、もしくは一上肢の全ての指の機能を全廃したもの

8. 一下肢の機能を全廃したもの、または一下肢を大腿の 2 分の 1 以上で欠くもの

9. 体幹の機能に歩くことができない程度の障がいをするもの

10. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がいまたは長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のも

11. 精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のも

# 障害児福祉手当

問合せ先 八戸市 障がい福祉課 0178 (43) 9106

心身に重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を要する在宅の20歳未満の方に支給されます。なお、身体障害者福祉法による障害等級とは必ずしも同一の基準ではないため、申請についてはお問合せください。

## <対象者>

次表1～10のいずれかに該当する在宅の20歳未満の方

- 1.次に掲げる視覚障害
  - <視力障害がある場合>  
両眼の視力がそれぞれ0.02以下のもの
  - <視力障害と視野障害がある場合>  
両眼の視力が0.03以下のもの、または一眼の視力が0.04かつ他眼の視力が手動弁以下のもの、かつ両眼による視野が2分の1以上欠損したもの  
以下については「両眼による視野が2分の1以上欠損したもの」と同等とみなす  
イ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼中心視野角度が56度以下のもの
  - ロ 自動視野計による測定の結果、両眼解放視認点数が100点以下のもの
  - ハ 自動視野計による測定の結果、両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
- 2.両耳の聴力が補聴器又は人工内耳を用いても、音声を識別することができない程度のもの
- 3.両上肢の機能に著しい障がいを有するもの
- 4.両上肢の全ての指を欠くもの
- 5.両下肢の用を全く廃したもの
- 6.両大腿を2分の1以上失ったもの
- 7.体幹の機能に座っていることができない程度の障がいを有するもの
- 8.前各号に掲げるもののほか、身体機能障がいまたは長期にわたる安静を必要とする病状が、前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- 9.精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- 10.身体の機能の障がいもしくは病状または精神の障がい重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

<支給制限>

- ① 日本国内に住所を有しないとき
- ② 障がい(疾病)を支給事由とする他の年金または給付を受けているとき
- ③ 障害児入所施設などに入所したとき
- ④ 本人または配偶者、扶養義務者に一定限度額以上の所得があるとき

<支給額>

月 額 16,560 円 ※ 令和8年4月から改定されました。

障害児福祉手当は、毎年5月、8月、11月、2月の4回に分けて、それぞれの月の前月分までがまとめて支給されます。

※物価変動等により、支給額が変更される場合があります。

# 特別児童扶養手当

問合せ先 八戸市 障がい福祉課 0178 (43) 9106

心身に中度以上の障がいのある 20 歳未満の障がい児を監護している保護者に支給されます。ただし、児童が児童福祉施設などに入所しているときや児童が障がいを支給事由とする公的年金を受けることができるときは支給されません。

## <対象者>

次のいずれかに該当する 20 歳未満の障がい児を監護している保護者

- ① 日常生活において、いつも介護を必要とする程度の知的障がい（おおむね知能指数 35 以下）がある障がい児
- ② 身体に中度以上（別表に該当する程度）の障がい、または長期の安静を必要とする（おおむね身体障害者手帳 1～3 級と 4 級の一部）障がい児

## <支給制限>

- ① 受給資格者および配偶者、扶養義務者に一定限度額以上の所得があるとき
- ② 障がい児が児童福祉施設などに入所したとき
- ③ 障がい児が障がいを支給事由とする公的年金を受給しているとき
- ④ 日本国内に住所を有しないとき

## <支給額>

○重度障がい児の場合（1 級） 月 額 58,450 円

○中度障がい児の場合（2 級） 月 額 38,930 円

※ 令和 8 年 4 月から改定されました。

特別児童扶養手当は、県の認定を受けると認定請求をした翌月から支給され、毎年 4 月、8 月、11 月の 3 回に分けて、それぞれの月の前月分まで（11 月のみ当月分まで）がまとめて支給されます。

※ 物価変動等により、支給額が変更される場合があります。

〔別表〕 中度以上の障がい

	障 が い 程 度
一 級	<p>1. 次に掲げる視覚障害</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 両眼の視力がそれぞれ 0.03 以下のもの</li> <li>ロ 一眼の視力が 0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの</li> <li>ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I/4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつ I/2 視標による両眼中心視野角度が 28 度以下のもの</li> <li>ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 20 点以下のもの</li> </ul> <p>2. 両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの</p> <p>3. 両上肢の機能に著しい障がいを有するもの</p> <p>4. 両上肢の全ての指を欠くもの</p> <p>5. 両上肢の全ての指の機能に著しい障がいを有するもの</p> <p>6. 両下肢の機能に著しい障がいを有するもの</p> <p>7. 両下肢を足関節以上で欠くもの</p> <p>8. 体幹の機能に座っていることができない程度、または立ち上がることができない程度の障がいを有するもの</p> <p>9. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がいまたは長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの</p> <p>10. 精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの</p> <p>11. 身体の機能の障がいもしくは病状または精神の障がい重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの</p>
二 級	<p>1. 次に掲げる視覚障害</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 両眼の視力がそれぞれ 0.07 以下のもの</li> <li>ロ 一眼の視力が 0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの</li> <li>ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I/4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつ I/2 視標による両眼中心視野角度が 56 度以下のもの</li> <li>ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの</li> </ul> <p>2. 両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの</p> <p>3. 平衡機能に著しい障がいを有するもの</p> <p>4. そしゃくの機能を欠くもの</p> <p>5. 音声又は言語機能に著しい障がいを有するもの</p> <p>6. 両上肢のおや指および人さし指または中指を欠くもの</p> <p>7. 両上肢のおや指および人さし指または中指の機能に著しい障がいを有するもの</p> <p>8. 一上肢の機能に著しい障がいを有するもの</p> <p>9. 一上肢の全ての指を欠くもの</p> <p>10. 一上肢の全ての指の機能に著しい障がいを有するもの</p> <p>11. 両下肢の全ての指を欠くもの</p> <p>12. 一下肢の機能に著しい障がいを有するもの</p> <p>13. 一下肢を足関節以上で欠くもの</p> <p>14. 体幹の機能に歩くことができない程度の障がいを有するもの</p> <p>15. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がいまたは長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの</p> <p>16. 精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの</p> <p>17. 身体の機能の障がいもしくは病状または精神の障がい重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上であると認められる程度のもの</p>

## 児童扶養手当

問合せ先 八戸市 子育て支援課 0178 (43) 9581

父または母と生計を同じくしていない（父または母に重度の障がいがある、または離婚・生死不明・遺棄・拘禁などのため）、または両親ともいない家庭で18歳未満（心身に重・中度の障がいがある子どもは20歳未満）の子供を養育している方に支給されます。

## 心身障害者扶養共済制度

問合せ先 八戸市 障がい福祉課 0178 (43) 9106

心身障がい者（児）の保護者の相互扶助の精神に基づいた、任意加入制による共済制度です。保護者が加入者となり毎月掛金をかけ、保護者に万一のことがあったときに、残された心身障がい者（児）に対し毎月年金を支給することで、心身障がい者（児）の将来に対して保護者が抱く不安の軽減を図ります。

### <加入要件>

次のすべてに該当する方

- ① 加入時に県内に住所があること
- ② 65歳未満であること
- ③ 生命保険契約の被保険者となれない特別の病気や障がいがないこと
- ④ 心身障がい者（児）を扶養している保護者（配偶者・父母・兄弟・姉妹・その他の親族等）であること

# 医療費の助成

## 重度心身障害者医療費（手帳交付時 65 歳未満の方が対象）

問合せ先 八戸市 障がい福祉課 0178 (43) 9106

重度心身障がい者（児）に対して、病院などで診療を受けた場合や薬局で調剤を受けた場合の一部負担金（医療保険一部負担金）を助成しています。

### <対象者>

次の①～④のいずれかに該当する方

- ① 身体障害者手帳 1・2 級の方
- ② 身体障害者手帳の内部障がい（免疫・肝臓は除く）で 3 級の方
- ③ 愛護手帳 A の方
- ④ 精神障害者保健福祉手帳 1 級の方

ただし、65 歳以上の方で、以下の条件の方は該当になりません。

- (1) 65 歳以上で上記障がい認定を受けた方
- (2) 後期高齢者医療制度に加入していない方
- (3) 市県民税課税世帯の方

### <支給制限>

本人または、配偶者、扶養義務者に一定限度以上の所得があるとき

### <負担割合>

#### 【国民健康保険・社会保険の方】

- 市県民税課税世帯者・・・・・・・・医療費の一部支給（1 割負担）  
※ 1 ヶ月の自己負担額の上限 外来のみのとき 18,000 円（年 144,000 円）  
入院を含むとき 57,600 円（4 回目以降 44,400 円）
- 市県民税非課税世帯者・・・・・・・・医療費全額支給（自己負担なし）

#### 【後期高齢者医療の方】

- 市県民税非課税世帯者・・・・・・・・医療費全額支給（自己負担なし）

### <必要なもの>

- ① 身体障害者手帳・愛護手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれか
- ② 本人の加入医療保険内容がわかるもの（資格確認書又は資格情報のお知らせ又はマイナポータル画面等）
- ③ 障がい者本人名義の通帳
- ④ 本人及び同一世帯員のマイナンバーカード又は通知カード

# 自立支援医療費（更生医療・育成医療・精神通院医療）

問合せ先 八戸市 障がい福祉課 0178 (43) 9106

障がいを軽減する治療等を、指定自立支援医療機関で受ける場合の公費負担制度です。費用の1割が自己負担となりますが、所得に応じた自己負担上限額があります。

## 更生医療

<対象者>

身体障害者手帳をお持ちの18歳以上の方で、治療等により障がいを軽減したり、機能が改善される見込みのある方。（治療例：人工透析・心臓手術・関節手術等）

<必要なもの>

- ① 身体障害者手帳
- ② 自立支援医療費給付要否意見書
- ③ 受診者の加入医療保険内容がわかるもの（資格確認書又は資格情報のお知らせ又はマイナポータル画面等）
- ④ 特定疾病療養受療証又は特定疾病区分が記載された資格確認書  
※人工透析を受けている方のみ
- ⑤ 受診者と被保険者のマイナンバーカード又は通知カード
- ⑥ 非課税年金（障害・遺族等）受給額が分かるもの（前年・前々年分）

## 育成医療

<対象者>

身体に障がいのある18歳未満の方で、治療等により障がいを軽減したり、機能が改善される見込みのある方。身体障害者手帳の有無は問いません。

<必要なもの>

- ① 自立支援医療意見書
- ② 受診者本人と受診者と同一の保険に加入している全員分の加入医療保険内容がわかるもの（資格確認書又は資格情報のお知らせ又はマイナポータル画面等）
- ③ 特定疾病療養受療証又は特定疾病区分が記載された資格確認書  
※人工透析を受けている方のみ
- ④ 受診者と保護者のマイナンバーカード又は通知カード  
（保護者と被保険者が異なる場合は被保険者分も必要です。）

※育成医療における補装具を作製する場合は、意見書の他に医師が記入した支給申請書が必要です。

## 精神通院医療

<対象者>

精神疾患で継続して通院している方。精神障害者保健福祉手帳の有無は問いません。

<必要なもの>

- ① 診断書（精神通院医療） ※ 概ね2年毎に必要です。  
※ 精神障害者保健福祉手帳と同時申請の場合は、手帳用診断書及び「重度かつ継続」に関する意見書で可。（病名によっては意見書を省略できます。）
- ② 受診者の加入医療保険内容がわかるもの（資格確認書又は資格情報のお知らせ又はマイナポータル画面等）
- ③ 認印（スタンプ印は不可）
- ④ 受診者と被保険者のマイナンバーカード又は通知カード  
（受診者が18歳未満の場合は保護者分も必要です。）
- ⑤ 非課税年金（障害年金・遺族年金等）の受給額が分かるもの（前年・前々年分）

<申請について>

有効期間は1年です。更新の手続きは、有効期間の終了する3ヶ月前から可能です。なお、更新の時期については通知されませんので、受給者証の有効期間をご確認ください。

## 後期高齢者医療制度

問合せ先 八戸市 国保年金課 0178 (43) 9065

後期高齢者医療制度では、一定の障がいがある方は、申請により65歳から加入することができます。

<対象者>

次のいずれかに該当する方

- ① 身体障がい1～3級および4級の一部（音声・言語機能障がい、そしゃく機能障がい、下肢機能障がいの一部）の方
- ② 精神障がい1・2級の方
- ③ 知的障がいAの方
- ④ 障害年金1・2級を受給されている方

## 指定難病医療費助成制度

問合せ先 三戸保健所 0178 (27) 5111 (代表)

指定難病に罹患し、一定の基準を満たしている方を対象に、難病治療のための医療費の自己負担額の一部を助成します。

<対象疾病>

ベーチェット病、多発性硬化症、重症筋無力症、全身性エリテマトーデス、再生不良性貧血、サルコイドーシスなど348疾病（令和7年4月1日現在）

## 特定疾病の医療費

問合せ先 各医療保険窓口

血友病（血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第Ⅷ因子障害、または先天性血液凝固第Ⅸ因子障害等）、または人工透析を実施している慢性腎不全などの方は、一定額の自己負担で医療を受けることができます。

## 青森県先天性血液凝固因子障害等治療研究事業 （血友病等の医療費支給制度）

問合せ先 青森県 がん・生活習慣病対策課 017（734）9215

青森県の認定を受けた先天性血液凝固因子障害等のある方が、青森県と委託契約を締結した医療機関において対象疾患に関する治療を受ける際に、医療費が公費で負担されます。

<対象者>

医療保険に加入しており、次のいずれかの対象疾患にかかっている原則20歳以上の方

- 1 先天性血液凝固因子欠乏症のうち次の疾患
  - ①第Ⅰ因子（フィブリノゲン）欠乏症 ②第Ⅱ因子（プロトロンビン）欠乏症
  - ③第Ⅴ因子（不安定因子）欠乏症 ④第Ⅶ因子（安定因子）欠乏症 ⑤第Ⅷ因子欠乏症（血友病A） ⑥第Ⅸ因子欠乏症（血友病B） ⑦第Ⅹ因子（スチュアートプラウア因子）欠乏症 ⑧第Ⅺ因子（PTA）欠乏症 ⑨第Ⅻ因子（ヘイグマン因子）欠乏症 ⑩第ⅩⅢ因子（フィブリン安定化因子）欠乏症 ⑪von willebrand（フォン・ヴィルブランド）病
- 2 血液凝固因子製剤に起因するHIV感染症

## 小児慢性特定疾病の医療費助成制度

問合せ先 八戸市保健所 すくすく親子健康課 0178（38）0374

慢性的な疾病に罹患し、長期にわたり高額な医療費を必要とする児童等の健全育成の観点から、小児慢性特定疾病医療支援に係る16疾患群762疾病の医療費の一部を助成します。

<対象者>

次のいずれかの対象疾患にかかっている18歳未満の児童

- ①悪性新生物②慢性腎疾患③慢性呼吸器疾患④慢性心疾患⑤内分泌疾患⑥膠原病⑦糖尿病
- ⑧先天性代謝異常⑨血液疾患⑩免疫疾患⑪神経・筋疾患⑫慢性消化器疾患⑬染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群⑭皮膚疾患⑮骨系統疾患⑯脈管系疾患

## 小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付

問合せ先 八戸市保健所 すくすく親子健康課 0178（38）0374

小児慢性特定疾病児童等の日常生活を便利にするための生活用具を給付します。

（一部自己負担あり）

# 税制上の措置

## 自動車税・軽自動車税

問合せ先	八戸市 障がい福祉課	0178 (43) 9106
	八戸市 収納課	0178 (43) 2164
	青森県三八県税事務所	0178 (27) 5111 (代表)

心身障がい者本人が所有・運転する自動車、または心身障がい者と生計を一にする方が所有している自動車を、もっぱら心身障がい者の通院・通学等のために使用する場合、税金の減免を受けることができます。

なお、減免は障がい者1人につき自動車1台までとなります。

### <対象となる方>

◎：次のいずれかの場合に対象になります。

- ① 本人が所有し、本人または生計を一にする方が運転する場合
  - ② 生計を一にする方が所有し、運転する場合
- ※ 生計を一にする方が所有している自動車を本人が運転する場合は対象になりません。

○：本人が所有し、運転する場合に限り対象になります。

障がい等級 障がい区分		障がい等級					
		1	2	3	4	5	6
視覚障がい		◎	◎	◎	◎	×	×
聴覚障がい		/	◎	◎	○	/	×
平衡機能障がい		/	/	◎	/	○	/
音声機能障がい		/	/	○(注1)	×	/	/
上肢不自由		◎	<sup>1・2</sup> ◎ <sup>3・4</sup> ×	×	×	×	×
下肢不自由		◎	◎	<sup>1</sup> ◎ <sup>2・3</sup> ○	○	○	○
体幹機能障がい		◎	◎	◎	/	○	/
脳原性	上肢 (注2)	◎	◎	×	×	×	×
	移動	◎	◎	◎(注3)	○	○	○
内部障がい		◎	◎	◎	◎	/	/
知的障がい		A：該当 B：非該当					
精神障がい		手帳1級を所持し、かつ自立支援医療（精神通院）を受けている方または精神通院医療を受けていることを書類等で証明できる方で、本人と生計を一にする方が運転する場合に限り、対象となります。					

- (注1) 喉頭摘出による音声機能障がいがある場合に限り、対象となります。
- (注2) 一上肢だけに機能障害がある場合は、対象となりません。
- (注3) 一下肢だけに機能障害がある場合は、本人が自動車を運転する場合に限り、対象となります。

<必要なもの>

- ① 身体障害者手帳・愛護手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれか
  - ② 運転する方の運転免許証
  - ③ 車検証または自動車検査証記録事項 ※個人名義のみ。会社等名義は対象になりません。
  - ④ 納税通知書（軽自動車税の場合のみ。毎年5月上旬に送付されます。）
- ※②は、写しでも手続きできます。（両面の写しが必要です。）
- ※③は、電子車検証（ICタグ付き A6 サイズの車検証）の写しは不可。A4 サイズの車検証または自動車検査証記録事項は写しでも手続きできます。（なお、自動車検査証記録事項をお持ちでない場合は「車検証閲覧アプリ」を使用して電子車検証を読み取り出力することができます。）

<手続き> 下記機関で手続きを行ってください。

○自動車税・・・・・・・・・・・・・・・・青森県三八県税事務所

- ・自動車障がい者本人名義で本人運転の場合  
… <必要なもの ① ② ③ > を持参し手続き
- ・上記以外の場合 … <必要なもの ① ② ③ > と生計同一証明書(※)を持参し手続き

※減免を受けている自動車を買替えた、住所の変更があった、自動車を運転する方が変わった、通院、通学等に使用しなくなったなど、申請した内容に変更があった場合は、申請事項の変更の手続きが必要です。

○軽自動車税・・・・・・・・・・・・・・・・八戸市 収納課（別館3階）

- ・自動車障がい者本人名義で本人運転の場合  
… <必要なもの> と個人番号のわかるもの（マイナンバー通知カード等）を持参し手続き
- ・上記以外 … <必要なもの> と所有者の個人番号のわかるもの（マイナンバー通知カード等）、生計同一証明書(※)を持参し手続き

※生計同一証明書は、<必要なもの> を持参の上、障がい福祉課で交付を受けてください。なお軽自動車税の減免においては、生計を一にする方が障がい者本人と同一住所の場合は生計同一証明書の添付が不要です。交付条件等の詳細については障がい福祉課へお問合わせください。

※軽自動車税の減免申請は納期限日（通常は5月31日）までです。

## 所得税および市民税・県民税

問合せ先 八戸税務署 0178 (43) 0141  
八戸市 住民税課 0178 (43) 9232

身体障害者手帳・愛護手帳（療育手帳）・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、またその親族の方は、申告時に手帳を提示することによって、税金の所得控除を受けることができます。所得控除の詳しいことについては、下記機関へお問合せください。

区分	障害者控除	特別障害者控除
身体障害者手帳	3級以下	1級・2級
精神障害者保健福祉手帳	2級以下	1級
愛護手帳	B	A

○所得税について・・・八戸税務署

○市民税県民税について・・・八戸市住民税課

## 相続税の障害者控除

問合せ先 八戸税務署 0178 (43) 0141

相続人が85歳未満の障がい者である場合、相続税額から一定額が控除されます。詳しくは、八戸税務署へお問合せください。

## 贈与税の非課税扱い

問合せ先 八戸税務署 0178 (43) 0141

心身に重度の障がいがある特別障がい者にかかる贈与税が非課税となる場合があります。詳しくは、八戸税務署へお問合せください。

# 交通機関の割引

## 有料道路通行料金の割引

問合せ先 八戸市 障がい福祉課 0178 (43) 9106

### <対象者>

次のいずれかに該当する方

- ① 身体障害者手帳を所持する方（第2種の方は本人運転の場合のみ）
- ② 愛護手帳の程度がAの方

### <必要なもの>

- ① 身体障害者手帳・愛護手帳のいずれか（重複して手帳をお持ちの場合は両方の手帳）
- ② 運転免許証（障がい者ご本人が運転される場合のみ。コピー可）
- ③ 車検証（個人名義であること。会社等の名義の場合は申請不可。自家用車を保有していない場合は不要。コピー可）

※ETCを使用する際の割引の場合は、①～③に加え、以下の④、⑤も必要です。

- ④ ETCカード（20歳以上は障がい者本人名義のもの。20歳未満の重度障がい者の方の場合は、本人運転ではなく介護運転で割引の適用を受ける場合に限り親権者等名義でも可）
- ⑤ ETC車載器セットアップ申込書・証明書

### <手続き>

割引の有効期限は申請した日から2回目の誕生日（更新の場合は3回目の誕生日）まで、更新手続きは有効期限の2ヶ月前から行うことができます。

※ETCの割引については、車両の変更だけでなく、利用するETCカードやETC車載器に変更があった場合にも変更手続きが必要となります。

※R5.3.27運用開始により、事前登録以外の車両においても障害者割引登録済みであることを示すシールが添付された障害者手帳等を一般レーンにて提示すると、割引が適用されます。

<割引率>

	割引適用となる自動車の範囲	割引率	通行方法
車種要件	乗用自動車・貨物自動車・特殊用途自動車(営業用を除く)・二輪自動車。 E T C車は事前登録された自動車1台まで	5割  端数が生じる場合は利用した道路の計算単位により10円または50円単位で切り上げとなります。	支払いの際に、登録済であることを示すシールが貼付されているページを開いて手帳を提示し、料金の半額を支払います。 E T Cの場合は、後日、半額相当の料金が引き落とされます。
運転者要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障がい者ご本人が運転される場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人(その親族等)が所有する自家用車等。</li> <li>・レンタカー、社会福祉協議会等の貸出車両、車検・修理時の代車及び友人等が所有する自家用車等(事前登録は不可)。</li> </ul> </li> <li>●介護者が運転される場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人(その親族等)が所有する自家用車等。</li> <li>・日常的に介護している者が所有する自家用車等。</li> <li>・レンタカー、社会福祉協議会等の貸出車両、車検・修理時の代車及び友人等が所有する自家用車等、タクシー(介護タクシー含む)や福祉有償運送車両(事前登録は不可)。</li> </ul> </li> </ul>		

※親族等については、直系血族又は同居の親族、あるいは扶養義務があるとされている直系血族及び兄弟姉妹等。

なお、対象障がい者と内縁関係にある者についても、親族等の範囲内とされています。

## タクシー運賃の割引

問合せ先 各タクシー会社

身体障害者手帳・愛護手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方は、降車の際に手帳を提示することで、タクシー料金が1割引になる場合がありますので、詳細は各タクシー会社にお問合せください。

## タクシー料金の助成 \*

問合せ先 八戸市 障がい福祉課 0178 (43) 9106

タクシー料金の割引券を交付します。

### <対象者>

身体障害者手帳1級または愛護手帳Aの交付を受けている方

### <支給制限>

- ① 本人について一定限度額以上の所得があるとき
- ② 自家用車燃料費の助成またはバス特別乗車証の交付を受けているとき

### <必要なもの>

- ① 身体障害者手帳・愛護手帳のいずれか

### <助成額>

1枚680円の割引券を月4枚の割合で支給します。

## 自家用車燃料費の助成 \*

問合せ先 八戸市 障がい福祉課 0178 (43) 9106

自家用車燃料への割引券を交付します。

### <対象者>

身体障害者手帳1級または愛護手帳Aの交付を受けている方

### <給油できる車両>

- ・ 乗用自動車・貨物自動車・特殊用途自動車(営業用を除く)で、本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等が所有する車両(いずれも所有しない場合にあっては、継続して日常的に介護している方が所有する車両)。
- ・ 給油は、割引券を交付する際に届出された車両にのみ可能です。(車両を変更した際には、その都度届出が必要です)。

<支給制限>

- ① 本人について一定限度額以上の所得があるとき
- ② タクシー料金の助成またはバス特別乗車証の交付を受けているとき

<必要なもの>

- ① 身体障害者手帳・愛護手帳のいずれか
- ② 車検証（個人名義であること。コピー可）

<助成額>

1枚560円の割引券を月1枚の割合で支給します。

## バス特別乗車証（ほほえみ共通バス券）の交付\*

問合せ先 八戸市 障がい福祉課 0178 (43) 9106

市営バスと南部バス（八戸市内のみ）で利用できるバス特別乗車証を交付します。バス特別乗車証（ほほえみ共通バス券）は「ハチカ」でお渡しします。

<対象者>

身体障害者手帳4級以上の方または愛護手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている6歳以上の方

<支給制限>

自家用車燃料費またはタクシー料金の助成を受けているとき

<必要なもの>

- (ア) 身体障害者手帳・愛護手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれか
- (イ) 交通系ICカード「ハチカ」（お持ちの場合）

<利用料>

所得に応じて0円、1,000円、2,000円

\* タクシー料金の助成、自家用車燃料費の助成、バス特別乗車証の交付は、いずれかの選択になります。また、既に高齢福祉課から「はつらつ共通バス券」の交付を受けている方は、返却後に交付手続きが必要になります。

## 乗合バス運賃の割引

問合せ先 各バス会社

身体障害者手帳・愛護手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方は、降車の際に手帳を提示することで、バス料金が5割引（身体障害者手帳第1種または愛護手帳Aをお持ちの方は、介護者1名も対象）になる場合がありますので、詳細は各バス会社にお問合せください。

## 旅客鉄道株式会社（JR）の割引

問合せ先 各JR窓口

身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の方はJR線について下記の割引が適用となります。

利用区分	種類	割引率	取扱区間	手続き
第1種障がい者とその介護者	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券	5割	全区間	駅の窓口 に手帳を提示 し、購入して ください。
第1種障がい者とその介護者 又は12歳未満の第2種障 がい者とその介護者	定期乗車券（小 児定期乗車券 を除きます。）			
第1種、第2種障害者が単 独でご利用になる場合	普通乗車券		片道100km を超える区間	

## 航空旅客運賃の割引

問合せ先 各航空会社

<航空会社>

- ・日本航空（株） ・日本トランスオーシャン航空（株）
- ・日本エアコミューター（株）
- ・琉球エアコミューター（株） ・（株）ジェイエア ・（株）北海道エアシステム
- ・全日本空輸（株） ・ANAウイングス（株） ・スカイマーク（株）
- ・（株）AIRDO ・（株）ソラシドエア ・（株）スターフライヤー
- ・（株）フジドリームエアラインズ ・アイベックスエアラインズ（株）
- ・東邦航空（株） ・オリエンタルエアブリッジ（株） ・天草エアライン（株）
- ・新中央航空（株）

<対象者>

満12歳以上の身体障害者手帳、愛護（療育）手帳または精神障害者保健福祉手帳（顔写真付）を交付された方及び介護人（1名）

割引率	取扱区間	手続き
・航空会社、路線によって異なります。 ・他の割引制度とは併用できません。	国内線全区間	航空券発券窓口 に手帳を提示 し、購入して ください。

## 駐車禁止除外指定

問合せ先	八戸警察署交通課規制係	0178 (43) 4141
	八戸市身体障害者団体連合会	0178 (47) 1651 内線 222

公安委員会から駐車禁止除外指定車標章の交付を受け、指定した駐車禁止場所に駐車することができます。手続きに必要なものなど、詳細は八戸警察署交通課規制係にお問合わせください。

### <対象者>

下記障がいのいずれかに該当し、歩行困難な方

- 視覚障がい（1級～4級1号）
- 聴覚障がい（2級～3級）
- 平衡機能障がい（3級）
- 上肢不自由（1級～2級1号又は2号）
- 下肢不自由（1級～4級）
- 体幹不自由（1級～3級）
- 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい  
上肢機能（1級～2級）※一上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く。  
移動機能（1級～2級）
- 心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸機能障がい（1級又は3級）
- 肝臓機能障がい・免疫機能障がい（1級～3級）
- 知的障がい（A判定）
- 精神障がい（1級）
- 小児慢性特定疾患児手帳所持者のうち色素性乾皮症患者の方

# 八戸市福祉有償運送

問合せ先 八戸市 政策推進課 0178 (43) 9124

NPO法人や社会福祉法人など非営利法人が、要介護者や障がいのある方のうち、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用して移動することが困難であると認められた人を対象に、ドア・ツー・ドアの個別輸送を有償で行う移送サービスです。

## <利用方法等>

福祉有償運送を利用するには、あらかじめ事業所に会員登録が必要になります。各事業所への登録方法やサービス内容、料金などは事業所により異なりますので、各事業所にお問合せください。

## <福祉有償運送登録団体>

令和7年11月現在

法人名	主たる事業所名	所在地	TEL (0178)
(福) 豊寿会	妙光園	八戸市大字妙字分枝 27-1	25-2111
	アネックス妙光園	八戸市青葉三丁目 2-24	24-3882
	HOPE	八戸市類家一丁目 1-16	51-6166
(福) 東幸会	東幸園	八戸市大字大久保字生平 44-77	35-2002
(福) 親泉会	こだまの園	八戸市大字是川字櫛館平 30-22	71-8322
(福) やすらぎ会	松館療護園	八戸市大字松館字田ノ平 19-1	25-2277
	白山台やすらぎ館	八戸市西白山台六丁目 9-30	32-7630
(福) 同伸会	瑞光園ホームヘルプステーション	八戸市大字大久保字大山 32-1	25-8517
八戸医療生活協同組合	八戸医療生活協同組合本部	八戸市類家五丁目 38-20	71-3456
NPO法人 花さき村	花さき村	八戸市小中野五丁目 14-15	46-1104
(福) 寿栄会	りんごっこ寿楽荘	八戸市田向二丁目 2-1	47-7711
NPO法人 アライブ・パル	アライブ・パル	八戸市城下一丁目 12-2	72-4557
(福) ユートピアの会	リヴェールユートピア	八戸市大字美保野 13-2132	25-6056
	ジョイフルパークユートピア	八戸市大字白銀町字姥畑 2-4	38-1173
医療法人 康和会	長者訪問看護ステーション 訪問介護事業所	八戸市大字糠塚字下道 7 番地 39	46-0811
医療法人あおもり デンタルケア	あおもりデンタルケア	八戸市売市四丁目 5 番 19 号	22-5858
一般社団法人コンパス 娘息子代行サービス	(一社)コンパス娘息子 代行サービス八戸支部	八戸市柏崎一丁目 10-44 ロイヤルマンション柏崎 1	20-8321

# 情報・通信

## NHK放送受信料の減免

問合せ先 八戸市 障がい福祉課 0178 (43) 9106  
NHK青森放送局営業所 017 (774) 5116

減免申請の窓口はNHKになりますが、あらかじめ障がい福祉課での手続きが必要となります。

<対象者>

○全額免除

身体障害者手帳・愛護手帳・精神障害者保健福祉手帳いずれかの手帳所持者がいる世帯構成員全員が市民税非課税の場合

○半額免除

次のいずれかに該当する手帳所持者が世帯主かつNHKの契約者である場合

- ① 視覚障がい、聴覚障がい
- ② ①以外の身体障害者手帳の障がい等級が1級・2級
- ③ 愛護手帳の障がい程度A
- ④ 精神障害者保健福祉手帳の障がい等級が1級

<必要なもの>

- ① 身体障害者手帳・愛護手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれか
- ② 認印（スタンプ印は不可）

## 郵便物の無料扱い

問合せ先 各郵便局

点字郵便物および盲人用録音郵便物は無料扱いとなります。  
また、重度の障がい者（身体障がい1級及び2級、知的障がいA判定）には「青い鳥郵便葉書」が無料配布されています。

## NTT 無料番号案内

問合せ先      ふれあい案内      0120 (10) 4174  
NTT各支店・営業所

視覚障がい、肢体不自由者（上肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいの1，2級の方）、聴覚障がい、音声・言語・そしゃく機能の障がい、愛護手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方は、無料で電話番号案内が受けられます。

## 携帯電話料金の割引

問合せ先      各携帯電話会社

身体障害者手帳、愛護手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は携帯電話の基本料金等の割引サービスを受けられる場合があります。

## 福祉電話の貸与

問合せ先      八戸市 障がい福祉課      0178 (43) 9106

外出困難な重度身体障がい者、難病患者等で、コミュニケーション・緊急連絡等の手段として必要が認められる方に福祉電話を貸与します。

### <対象者>

現に電話を保有しない低所得世帯（原則として市民税非課税世帯）で、外出困難な在宅の重度身体障がい者または難病患者等（34～39頁参照）

### <必要なもの>

身体障害者手帳

# 障害者総合支援法

## 障害福祉サービス

問合せ先 八戸市 障がい福祉課 0178 (43) 9343

日常生活に必要な支援を受けられる「介護給付」と、自立した生活に必要な知識や技術を身につける「訓練等給付」があります。

自宅などで利用できる「訪問系サービス」、施設などで昼間に利用できる「日中活動系サービス」、施設などに入所して利用できる「居住系サービス」に分けられます。

### <対象者>

身体障害者手帳、愛護手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している方の他、難病患者等（34～39 頁参照）もサービスの利用が可能です。

訪問系サービス…在宅等で訪問を受けたり、外出時の支援等をするサービスです。

給付の種類	サービスの名称	内容
介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴や排せつ、食事などの介助を行います。
	重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の支援などを行います。
	行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で介護が必要な人に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の支援を行います。
	同行援護	視覚障がいにより移動が困難な人に、外出時に同行して移動の支援を行います。
	重度障害者等 包括支援	介護が必要な程度が非常に高いと認められた人に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。

日中活動系サービス…施設などで昼間の活動を支援するサービスです。

給付の種類	サービスの名称	内容
介護給付	療養介護	医療の必要な障がい者で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をを行います。
	生活介護	常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護を行う人が病気などの場合、短期間、施設へ入所し、入浴や排せつ、食事の介護などを行います。
訓練等給付	自立訓練 (機能訓練・生活訓練・ 宿泊型自立訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	就労を希望する人に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力向上のための訓練を行います。
	就労選択支援	障がい者本人が就労先・働き方について、より良い選択ができるよう、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。
	就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等で働くことが困難な人に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力向上のための訓練を行います。
	就労定着支援	就労移行支援等のサービス利用を経て一般就労へ移行した障がい者の就労の継続を図るため、勤務先（企業）等との必要な連絡調整を行うとともに、本人と面談し、指導・助言等を行います。

居住系サービス…入所施設などで住まいの場としての支援をするサービスです。

給付の種類	サービスの名称	内容
介護給付	施設入所支援	施設に入所する人に、入浴や排せつ、食事の介護などを行います。
訓練等給付	共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活を営む人に、住居における相談や日常生活上の援助を行います。
	自立生活援助	障がいにより居宅における自立した日常生活を営むことが困難な方に対し、一定期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、各種相談や連絡調整など必要な援助を行います。

## 令和7年4月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（376疾病）

※ 新たに対象となる疾病（7疾病）

△ 表記が変更された疾病（2疾病）

○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）

番号	疾病名	番号	疾病名
1	アICALディ症候群	31	ウルリッヒ病
2	アイザックス症候群	32	HTRA1 関連脳小血管病
3	I g A 腎症	33	HTLV-1 関連脊髄症
4	I g G 4 関連疾患	34	A T R - X 症候群
5	亜急性硬化性全脳炎	35	A D H 分泌異常症
6	アジソン病	36	エーラス・ダンロス症候群
7	アッシャー症候群	37	エプスタイン症候群
8	アトピー性脊髄炎	38	エプスタイン病
9	アペール症候群	39	エマヌエル症候群
10	アミロイドーシス	40	MECP2 重複症候群
11	アラジュール症候群	41	LMNB1 関連大脳白質脳症 ※
12	アルポート症候群	42	遠位型ミオパチー
13	アレキサンダー病	43	円錐角膜 ○
14	アンジェルマン症候群	44	黄色靭帯骨化症
15	アントレー・ビクスラー症候群	45	黄斑ジストロフィー
16	イソ吉草酸血症	46	大田原症候群
17	一次性ネフローゼ症候群	47	オクシピタル・ホーン症候群
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	48	オスラー病
19	1 p 36 欠失症候群	49	カーニー複合
20	遺伝性自己炎症疾患	50	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん
21	遺伝性ジストニア	51	潰瘍性大腸炎
22	遺伝性周期性四肢麻痺	52	下垂体前葉機能低下症
23	遺伝性睚炎	53	家族性地中海熱
24	遺伝性鉄芽球性貧血	54	家族性低βリポタンパク血症 1(ホモ接合体)
25	ウィーバー症候群	55	家族性良性慢性天疱瘡
26	ウィリアムズ症候群	56	カナバン病
27	ウィルソン病	57	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群
28	ウエスト症候群	58	歌舞伎症候群
29	ウェルナー症候群	59	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症
30	ウォルフラム症候群	60	カルニチン回路異常症

番号	疾病名	番号	疾病名
61	加齢黄斑変性 ○	95	結節性多発動脈炎
62	肝型糖原病	96	血栓性血小板減少性紫斑病
63	間質性膀胱炎（ハンナ型）	97	限局性皮膚異形成
64	環状 20 番染色体症候群	98	原発性肝外門脈閉塞症 ※
65	関節リウマチ	99	原発性局所多汗症 ○
66	完全大血管転位症	100	原発性硬化性胆管炎
67	眼皮膚白皮症	101	原発性高脂血症
68	偽性副甲状腺機能低下症	102	原発性側索硬化症
69	ギャロウェイ・モワト症候群	103	原発性胆汁性胆管炎
70	急性壊死性脳症 ○	104	原発性免疫不全症候群
71	急性網膜壊死 ○	105	顕微鏡の大腸炎 ○
72	球脊髄性筋萎縮症	106	顕微鏡的多発血管炎
73	急速進行性糸球体腎炎	107	高 I g D 症候群
74	強直性脊椎炎	108	好酸球性消化管疾患
75	巨細胞性動脈炎	109	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症
76	巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）	110	好酸球性副鼻腔炎
77	巨大動静脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）	111	抗糸球体基底膜腎炎
78	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	112	後縦韌帯骨化症
79	巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）	113	甲状腺ホルモン不応症
80	筋萎縮性側索硬化症	114	拘束型心筋症
81	筋型糖原病	115	高チロシン血症 1 型
82	筋ジストロフィー	116	高チロシン血症 2 型
83	クッシング病	117	高チロシン血症 3 型
84	クリオピリン関連周期熱症候群	118	後天性赤芽球癆
85	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	119	広範脊柱管狭窄症
86	クルーゾン症候群	120	膠様滴状角膜ジストロフィー
87	グルコーストランスポーター 1 欠損症	121	抗リン脂質抗体症候群
88	グルタル酸血症 1 型	122	極長鎖アシル-CoA 脱水素酸素欠損症 ※
89	グルタル酸血症 2 型	123	コケイン症候群
90	クドウ・深瀬症候群	124	コストロ症候群
91	クローン病	125	骨形成不全症
92	クロンカイト・カナダ症候群	126	骨髄異形成症候群 ○
93	痙攣重積型（二相性）急性脳症	127	骨髄線維症 ○
94	結節性硬化症	128	ゴナドトロピン分泌亢進症

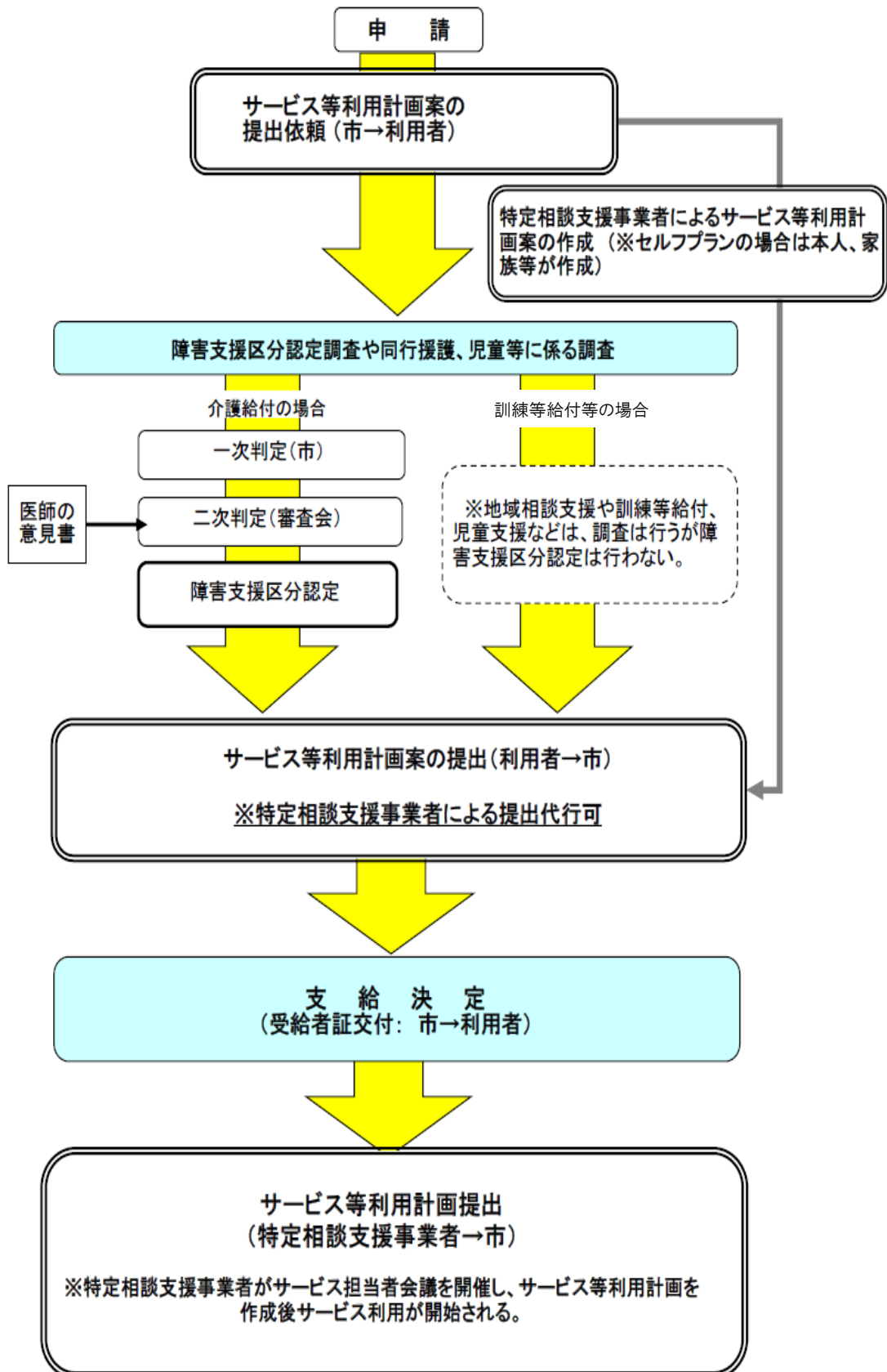
番号	疾病名	番号	疾病名
129	5p 欠失症候群	163	神経線維腫症
130	コフィン・シリズ症候群	164	神経有棘赤血球症
131	コフィン・ローリー症候群	165	進行性核上性麻痺
132	混合性結合組織病	166	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症
133	鯉耳腎症候群	167	進行性骨化性線維異形成症
134	再生不良性貧血	168	進行性多巣性白質脳症
135	サイトメガロウイルス角膜内皮炎 ○	169	進行性白質脳症
136	再発性多発軟骨炎	170	進行性ミオクロームステんかん
137	左心低形成症候群	171	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
138	サルコイドーシス	172	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
139	三尖弁閉鎖症	173	睡眠時棘徐波活性化を示す発達性てんかん性脳及びびてんかん性脳症 △
140	三頭酵素欠損症	174	スタージ・ウェーバー症候群
141	CFC 症候群	175	スティーヴンス・ジョンソン症候群
142	シェーグレン症候群	176	スミス・マギニス症候群
143	色素性乾皮症	177	スモン ○
144	自己貪食空胞性ミオパチー	178	脆弱 X 症候群
145	自己免疫性肝炎	179	脆弱 X 症候群関連疾患
146	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	180	成人発症スチル病
147	自己免疫性溶血性貧血	181	成長ホルモン分泌亢進症
148	四肢形成不全 ○	182	脊髄空洞症
149	シトステロール血症	183	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)
150	シリン欠損症	184	脊髄髄膜瘤
151	紫斑病性腎炎	185	脊髄性筋萎縮症
152	脂肪萎縮症	186	セピアプテリン還元酵素 (SR) 欠損症
153	若年性特発性関節炎	187	前眼部形成異常
154	若年性肺気腫	188	全身性エリテマトーデス
155	シャルコー・マリー・トウス病	189	全身性強皮症
156	重症筋無力症	190	先天異常症候群
157	修正大血管転位症	191	先天性横隔膜ヘルニア
158	出血性線溶異常症 ※	192	先天性核上性球麻痺
159	ジュベール症候群関連疾患	193	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症
160	シュワルツ・ヤンベル症候群	194	先天性魚鱗癬
161	神経細胞移動異常症	195	先天性筋無力症候群
162	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	196	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール (GPI) 欠損症

番号	疾病名	番号	疾病名
197	先天性三尖弁狭窄症	231	弾性線維性仮性黄色腫
198	先天性腎性尿崩症	232	短腸症候群 ○
199	先天性赤血球形形成異常性貧血	233	胆道閉鎖症
200	先天性僧帽弁狭窄症	234	遅発性内リンパ水腫
201	先天性大脳白質形成不全症	235	チャージ症候群
202	先天性肺静脈狭窄症	236	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群
203	先天性風疹症候群 ○	237	中毒性表皮壊死症
204	先天性副腎低形成症	238	腸管神経節細胞僅少症
205	先天性副腎皮質酵素欠損症	239	TRPV 4 異常症
206	先天性ミオパチー	240	TSH 分泌亢進症
207	先天性無痛無汗症	241	TNF 受容体関連周期性症候群
208	先天性葉酸吸収不全	242	低ホスファターゼ症
209	前頭側頭葉変性症	243	天疱瘡
210	線毛機能不全症候群（カルタゲナー（Kartagener）症候群を含む。）	244	特発性拡張型心筋症
211	早期ミオクローニ-脳症	245	特発性間質性肺炎
212	総動脈幹遺残症	246	特発性基底核石灰化症
213	総排泄腔遺残	247	特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る。）
214	総排泄腔外反症	248	特発性後天性全身性無汗症
215	ソトス症候群	249	特発性大腿骨頭壊死症
216	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	250	特発性多中心性キャッスルマン病
217	第 14 番染色体父親性ダイソミー症候群	251	特発性門脈圧亢進症
218	大脳皮質基底核変性症	252	特発性両側性感音難聴
219	大理石骨病	253	突発性難聴 ○
220	ダウン症候群 ○	254	ドラベ症候群
221	高安動脈炎	255	中條・西村症候群
222	多系統萎縮症	256	那須・ハコラ病
223	タナトフォリック骨異形成症	257	軟骨無形成症
224	多発血管炎性肉芽腫症	258	難治頻回部分発作重積型急性脳炎
225	多発性硬化症／視神経脊髄炎	259	22q11.2 欠失症候群
226	多発性軟骨性外骨腫症 ○	260	乳児発症 STING 関連血管炎 ※
227	多発性嚢胞腎	261	乳幼児肝巨大血管腫
228	多脾症候群	262	尿素サイクル異常症
229	タンジール病	263	ヌーナン症候群
230	単心室症	264	ネイルパテラ症候群（爪膝蓋骨症候群）/LMX1B 関連腎症

番号	疾病名	番号	疾病名
265	ネフロン癆	299	ヒルシュスブルグ病（全結腸型又は小腸型）
266	脳クレアチン欠乏症候群	300	VATER 症候群
267	脳腱黄色腫症	301	ファイファー症候群
268	脳内鉄沈着神経変性症	302	ファロー四徴症
269	脳表ヘモジデリン沈着症	303	ファンコニ貧血
270	膿疱性乾癬	304	封入体筋炎
271	嚢胞性線維症	305	フェニルケトン尿症
272	パーキンソン病	306	フォンタン術後症候群 ○
273	パージャール病	307	複合カルボキシラーゼ欠損症
274	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症	308	副甲状腺機能低下症
275	肺動脈性肺高血圧症	309	副腎白質ジストロフィー
276	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）	310	副腎皮質刺激ホルモン不応症
277	肺胞低換気症候群	311	ブラウ症候群
278	ハッチンソン・ギルフォード症候群	312	ブラダー・ウィリ症候群
279	バッド・キアリ症候群	313	プリオン病
280	ハンチントン病	314	プロピオン酸血症
281	汎発性特発性骨増殖症 ○	315	PRL 分泌亢進症（高プロラクチン血症）
282	P C D H19 関連症候群	316	閉塞性細気管支炎
283	P U R A 関連神経発達異常症 ※	317	β-ケトチオラーゼ欠損症
284	非ケトーシス型高グリシン血症	318	パーチェット病
285	肥厚性皮膚骨膜炎	319	バスレムミオパチー
286	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	320	ヘパリン起因性血小板減少症 ○
287	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	321	ヘモクロマトーシス ○
288	肥大型心筋症	322	ペリー病
289	左肺動脈右肺動脈起始症	323	ペルーシド角膜辺縁変性症 ○
290	ビタミン D 依存性くる病/骨軟化症	324	ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）
291	ビタミン D 抵抗性くる病/骨軟化症	325	片側巨脳症
292	ピッカースタッフ脳幹脳炎	326	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
293	非典型溶血性尿毒症症候群	327	芳香族 L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症
294	非特異性多発性小腸潰瘍症	328	発作性夜間ヘモグロビン尿症
295	皮膚筋炎／多発性筋炎	329	ホモシスチン尿症
296	びまん性汎細気管支炎 ○	330	ポルフィリン症
297	肥満低換気症候群 ○	331	マリネスコ・シェーグレン症候群
298	表皮水疱症	332	マルファン症候群/ロイス・ディーツ症候群

番号	疾病名	番号	疾病名
333	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	360	ランゲルハンス細胞組織球症 ○
334	慢性血栓性肺高血圧症	361	ランドウ・クレフナー症候群
335	慢性再発性多発性骨髄炎	362	リジン尿性蛋白不耐症
336	慢性膵炎 ○	363	両側性小耳症・外耳道閉鎖症 ○
337	慢性特発性偽性腸閉塞症	364	両大血管右室起始症
338	ミオクロニー欠伸てんかん	365	リンパ管腫症/ゴーハム病
339	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	366	リンパ脈管筋腫症
340	ミトコンドリア病	367	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）
341	無虹彩症	368	ルビンシュタイン・ティビ症候群
342	無脾症候群	369	レーベル遺伝性視神経症
343	無βリボタンパク血症	370	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
344	メーブルシロップ尿症	371	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
345	メチルグルタコン酸尿症	372	レット症候群
346	メチルマロン酸血症	373	レノックス・ガストー症候群
347	メビウス症候群	374	ロウ症候群 ※
348	免疫性血小板減少症 △	375	ロスモンド・トムソン症候群
349	メンケス病	376	肋骨異常を伴う先天性側弯症
350	網膜色素変性症		
351	もやもや病		
352	モワット・ウイルソン症候群		
353	薬剤性過敏症症候群 ○		
354	ヤング・シン普森症候群		
355	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○		
356	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん		
357	4p欠失症候群		
358	ライソゾーム病		
359	ラスムッセン脳炎		
<p>(※) 旧対象疾病番号 159（神経フェリチン症）は対象疾病番号 264（脳内鉄沈着神経変性症）に統合。</p> <p>(※) 一覧には代表的な疾病名が記載されており、内含する疾病名までは記載されておりません。</p> <p>各疾病の詳細については、難病情報センターのホームページ（<a href="https://www.nanbyou.or.jp/">https://www.nanbyou.or.jp/</a>）等を参照ください。</p>			

\*\*\* サービス利用までの基本的な流れ \*\*\*



◎児童の通所サービス利用にあたっては、障害児相談支援事業者が障害児支援利用計画案の作成等の支援を行います。

## 障害児通所サービス

問合せ先 八戸市 障がい福祉課 0178 (43) 9343

18歳未満の障がい児が施設に通所し、障がいに応じた指導や訓練を受けられます。

サービスの名称	内容
児童発達支援 (対象：未就学児)	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与および集団生活への適応訓練を行います。
医療型児童発達支援 (対象：未就学児)	肢体不自由の障がい児が対象で、児童発達支援および治療を行います。
放課後等デイサービス (対象：就学児)	就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。
保育所等訪問支援	障がい児が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
居宅訪問型 児童発達支援	重度の障がい等で外出することが著しく困難である障がい児に対して、居宅を訪問し、必要な支援を行います。

## 補装具費（購入・修理）の支給

問合せ先 八戸市 障がい福祉課 0178 (43) 9106

身体の欠損または損なわれた身体機能を補完し、代替する補装具の購入、修理費の支給を行います。 ※ 購入・修理前に事前の申請が必要です。

<対象者>

身体障害者手帳を所持している方または難病患者等（34～39頁参照）

<支給制限>

- ① 本人または世帯員のいずれかの方について、市民税所得割額が46万円以上であるとき
- ② 医療機関において医師が行う治療の一環として、治療材料費（療養費）扱いで健康保険などから支給される医療用装具のとき
- ③ 他の法律（介護保険法・船員保険法・労働者災害補償保険法など）に基づいて交付、修理または貸与が可能なとき

<必要なもの>

- ① 身体障害者手帳
- ② マイナンバーカード又は通知カード
- ③ 購入・修理を行う業者の見積書（業者代行も可能です）
- ④ 補装具費支給意見書・処方箋等

※ 購入、修理の内容によって必要なものが異なります。省略できる場合もありますので、障がい福祉課までお問合せください。

<自己負担額>

原則として費用の1割が自己負担となります。

※ 18歳未満の児童については、自己負担1割のうち3分の2が市から補助されます。

※ 補装具にはその種類に応じて限度額が定められていますので、その範囲内での支給となります。

<補装具の種類>

障がいの部位	対象となる補装具の一例
視覚障がい	視覚障がい者安全つえ、義眼、眼鏡（矯正眼鏡、遮光眼鏡、コンタクトレンズ、弱視眼鏡）
聴覚障がい	補聴器
肢体不自由	義肢（義手、義足）、装具、姿勢保持装置、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ（カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、多点杖、松葉づえ） ※18歳未満のみ：起立保持具、排便補助具
音声言語障がいかつ重度の肢体不自由	重度障害者用意思伝達装置
平衡機能障がい 心臓機能障がい 呼吸器機能障がい	車椅子、電動車椅子 ※障がいの程度により支給の対象とならない場合があります。

# 地域生活支援事業

## 障がい者相談支援事業

問合せ先 八戸市 障がい福祉課 0178 (43) 9343

専門の相談員が、障がい者（児）や、その家族が抱える日常生活における困りごとの相談を受けるとともに、障害福祉サービスの情報提供や関係機関との連絡調整等を行います。

### <対象者>

八戸市に居住する障がい者（児）、その保護者、家族等

### <利用料>

無料

### <相談先>

相談先は、69 頁の「八戸市障がい者相談支援事業所」をご覧ください。来所での相談は事前にご予約ください。

## 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

問合せ先 八戸市 障がい福祉課 0178 (43) 9343

賃貸契約による一般住宅（公営住宅等）への入居を希望しているが、支援する人がいない場合に入居に必要な調整、入居後の定期的な見守り等を行うサービスです。※ 保証人になるサービスではありません。

### <対象者>

知的障がい者及び精神障がい者

### <必要なもの>

愛護手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれか

### <利用料>

無料

## 地域活動支援センター

問合せ先 八戸市 障がい福祉課 0178 (43) 9343

自立支援および社会参加の促進を目的として、通所により、創作活動やレクリエーション、運動などのプログラム活動を行います。また、共有スペースでは仲間作りや日中自由に過ごす場を提供します。

### <対象者>

八戸市に住所を有する身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者

### <利用料>

利用料は無料ですが、材料費等の実費は自己負担となります。

### <地域活動支援センター>

見学や利用を希望する場合は、直接下記機関へお問合せください。

事業所名	連絡先 (0178)	住所	開所日・時間
障害者相談・活動支援センター ぴあみなと	TEL・FAX 44-4456	八戸市大字廿三日町 18	月～金 (祝日、年末年始を除く) 9:00～16:00
地域活動支援センター ハートステーション	TEL・FAX 46-5431	八戸市小中野三丁目 12-2	月～土 (祝日、年末年始を除く) 8:30～17:30
地域生活支援センター 青明舎	TEL 70-2088 FAX 32-0865	八戸市大字田面木字赤坂 16-8	月・金 9:00～12:00 火～木 9:00～16:00 土 (第2・4) 13:00～16:00

## 移動支援事業

問合せ先 八戸市 障がい福祉課 0178 (43) 9343

屋外での移動に困難がある場合、障がい者（児）にヘルパーが同行し外出のための支援を行うサービスです。

### <対象者>

原則として、障害者手帳の交付を受けている障がい者（児）で障がいの状態が基準を満たす方

<必要なもの>

- ① 身体障害者手帳・愛護手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれか
- ② 障害福祉サービス受給者証 ※ お持ちの方のみ

<利用料>

原則として、サービス費の1割が自己負担となります。また、交通費等の実費は自己負担となります。

<サービス利用について>

利用を希望する場合は、障がい福祉課に申請し、障がいの状態等について聞き取りを行います。利用決定通知書の交付を受けた後、事業者と契約をしてサービスを利用します。

## 訪問入浴サービス事業

問合せ先 八戸市 障がい福祉課 0178 (43) 9343

歩行が困難で、移送に耐えられない等の事情がある在宅の身体障がい者（児）に訪問入浴車を派遣します。ただし、介護保険対象者は、介護保険制度の訪問入浴サービスを利用していただくことになります。

<対象者>

八戸市内に住所があり、医師が入浴可能と認めた、在宅の身体障がい者（児）

<必要なもの>

- ① 身体障害者手帳
- ② 入浴許可証明書 ※ 指定の用紙があります。

<利用料>

原則として、サービス費の1割が自己負担となります。

<サービス利用について>

利用を希望する場合は、障がい福祉課に申請し、利用決定通知書の交付を受けた後、事業者と契約をしてサービスを利用します。

## 日中一時支援事業

問合せ先 八戸市 障がい福祉課 0178 (43) 9343

在宅で障がい者（児）を介護している家族が、急病や冠婚葬祭、休息等により介護ができなくなった場合や障がい児の放課後の活動の場を必要とする場合等に、施設において一時預かり（日帰り）を行うサービスです。

### <対象者>

原則として、障害者手帳の交付を受けている障がい者（児）

### <必要なもの>

- ① 身体障害者手帳・愛護手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれか
- ② 障害福祉サービス受給者証 ※ お持ちの方のみ

### <利用料>

原則として、サービス費の1割が自己負担となります。また、昼食費等の実費は自己負担となります。

### <サービス利用について>

利用を希望する場合は、障がい福祉課に申請し、利用決定通知書の交付を受けた後、事業者と契約をしてサービスを利用します。

## 障害児等療育支援事業

問合せ先 八戸市 障がい福祉課 0178 (43) 9343

在宅の重症心身障がい児（者）、知的障がい児（者）、身体障がい児、その他療育が必要と認められる障がい児のライフステージに応じた地域での生活を支援するため、次の療育指導等を行います。

### ①訪問による療育指導

相談・指導を希望するご家庭等に訪問し、相談・指導を行います。

### ②外来による専門的な療育相談・指導

相談・指導を希望する方が事業実施施設に来所する方法で、相談・指導を行います。

### ③療育技術の指導

保育所や幼稚園、障害児通所支援事業所等の職員に対し、療育に関する技術の指導を行います。

<利用料>

無料

<実施施設>

利用を希望する方は、事前に登録が必要です。直接下記施設へお問い合わせください。

事業所名	連絡先 (0178)	住所
青森県立 はまなす医療療育センター	TEL 31-5005 FAX 31-4144	八戸市大字大久保字大塚 17-729
桂堂学園	TEL 38-0353 FAX 38-0352	八戸市大字新井田字長塚 28-1
こども発達支援センター虹	TEL 32-7553 FAX 32-7554	八戸市東白山台二丁目 13-26

## 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

問合せ先

八戸市 障がい福祉課

TEL 0178 (43) 9106

FAX 0178 (22) 4810

Eメール shogai@city.hachinohe.aomori.jp

聴覚障がい者または音声・言語機能障がい者が諸手続きや相談などに手話通訳や要約筆記を必要とする場合に、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。

<対象者>

聴覚障がい者または音声・言語機能障がい者

<派遣対象>

- ・医療に関すること (例：通院、健康診断等)
- ・財産や労働等権利義務に関すること (例：金融機関の利用等)
- ・公的機関との連絡に関すること (例：申請、届出等)
- ・地域生活や家庭生活に関すること (例：学校行事、冠婚葬祭等)

<利用料>

無料

<申請方法>

FAX、Eメール、電話または窓口で直接お申し込みください。

八戸市ホームページ「手話通訳者及び要約筆記者の派遣依頼」の送信フォームからも申し込み可能です。

## 代読・代筆支援員派遣事業

問合せ先 八戸市 障がい福祉課 0178 (43) 9343

視覚障がい者または知的障がい者、その他難病等の方で、郵便物等の文字の読み書きを行うことが困難で、支援できる方がいない場合、自宅に支援員を派遣し代読・代筆を行うサービスです。

### <対象者>

視覚障がい者または知的障がい者、その他難病等の方

### <必要なもの>

障害者手帳または特定医療受給者証

### <利用料>

原則として、サービス費の1割が自己負担となります。

### <サービス利用について>

利用を希望する場合は、障がい福祉課に申請し、利用決定通知書の交付を受けた後、事業者と契約をしてサービスを利用します。

## 日常生活用具給付事業

問合せ先 八戸市 障がい福祉課 0178 (43) 9106

重度障がい者（児）（難病患者等を含む）の在宅での日常生活を便利にするための生活用具を給付します。 ※ 購入前に事前の申請が必要です。

### <対象者>

手帳の等級または障がいの程度により、対象となる種目が異なります。別表をご覧ください。

### <支給制限>

- ① 本人または世帯員のいずれかの方について、市民税所得割額が46万円以上であるとき
- ② 介護保険法に基づいて、貸与、購入費の支給が可能なとき

### <必要なもの>

- ① 身体障害者手帳・愛護手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれか
- ② 日常生活用具給付要否意見書

※ 頭部保護帽、ネブライザー、電気式たん吸引器、紙おむつ、暗所視支援眼鏡の給付を希望する場合

- ③ 購入を希望する業者の見積書
- ④ 購入を希望する用具の商品カタログの写し

<自己負担額>

原則として費用の1割が自己負担となります。

※ 日常生活用具にはその種類に応じて限度額が定められていますので、その範囲内での支給となります。

<日常生活用具の種類> ㊦記載されている用具は、介護保険制度による給付・貸与が優先となります。

種 目	障がい及び程度	性能	限度額	耐用期間
特殊寝台 ㊦	① 下肢又は体幹機能障がい2級以上（18歳以上の者） ② 難病患者等で、寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	154,000円	8年
特殊マット ㊦	① 療育手帳の障がい程度が重度又は最重度である者（原則として3歳以上の者） ② 下肢又は体幹機能障がい2級以上の児童（原則として3歳以上の者） ③ 下肢又は体幹機能障がい1級の18歳以上の者（常時介護を要する者に限る。） ④ 難病患者等で、寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。	19,600円	5年
特殊尿器 ㊦	① 下肢又は体幹機能障がい1級（常時介護を有する者に限る。）（原則として学齢児以上の者） ② 難病患者等で、自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので、障がい児・者、難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの。	67,000円	5年
入浴担架 ㊦	下肢又は体幹機能障がい2級以上（入浴に当たって、家族等他人の介助を要するものに限る。）（原則として3歳以上の者）	障がい児・者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。	82,400円	5年

体位変換器 ㊦	① 下肢又は体幹機能障がい2級以上（下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要するものに限る。）（原則として学齢児以上の者） ② 難病患者等で、寝たきりの状態にある者	介助者が障がい児・者、難病患者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	15,000 円	5 年
移動用リフト ㊦	① 下肢又は体幹機能障がい2級以上（原則として3歳以上の者） ② 難病患者等で、下肢又は体幹機能に障がいのある者	介護者が重度身体障がい児・者、難病患者等を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	159,000 円	4 年
訓練椅子	下肢又は体幹機能障がい2級以上の児童（原則として3歳以上の者）	原則として付属のテーブルを付けるものとする。	33,100 円	5 年
訓練用ベッド	① 下肢又は体幹機能障がい2級以上の児童（原則として学齢児以上の者） ② 難病患者等で、下肢又は体幹機能に障がいのある者	脚又は脚の訓練ができる器具を備えたもの。	159,200 円	8 年
入浴補助用具 ㊦	下肢又は体幹機能障がい児・者、難病患者等であって、入浴に介助を必要とする者（原則として3歳以上の者）	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障がい児・者、難病患者等又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く。	90,000 円	8 年
便器 ㊦	① 下肢又は体幹機能障がい2級以上（原則として学齢児以上の者） ② 難病患者等で、常時介護を要する者	障がい児・者、難病患者等が容易に使用し得るもの。（手すりをつけることができる。）ただし、取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く。	4,450 円	8 年
歩行補助つえ （一本杖） ※入院・施設入所も 利用可	下肢又は体幹機能障がい	十分な強度を有するもの。	木材 2,310 円 軽金属 3,150 円	3 年

<p>移動・移乗 支援用具 ④</p>	<p>平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障がいを有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者（原則として3歳以上の者）</p>	<p>おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。</p> <p>ア 障がい児・者、難病患者等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。</p> <p>イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、段差解消等の用具とする。</p> <p>ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く。</p>	<p>60,000 円</p>	<p>8 年</p>
<p>頭部保護帽 ※入院・施設入所も 利用可</p>	<p>①療育手帳の障がい程度が重度又は最重度である者（てんかんの発作等により頻繁に転倒する者）</p> <p>②平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障がいを有し、頻繁に転倒する者（原則として3歳以上の者）</p> <p>③精神障がい者（てんかんの発作等により頻繁に転倒する者）</p> <p>※③の場合は要意見書</p>	<p>転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。</p> <p>A スポンジ、革を主材料に製作 B スポンジ、革、プラスチックを主材料に製作</p>	<p>A (B以外) 15,656 円 B (プラスチックを主材料に含む) 37,852 円</p>	<p>3 年</p>
<p>特殊便器 ④</p>	<p>①療育手帳の障がい程度が重度又は最重度である者（訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者）（原則として学齢児以上の者）</p> <p>②上肢障がい2級以上（原則として学齢児以上の者）</p> <p>③難病患者等で、上肢機能に障がいのある者</p>	<p>知的障害児・者を介護している者・難病患者等で上肢機能に障がいのある者が容易に使用し得るもの。ただし、取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く。</p>	<p>151,200 円</p>	<p>8 年</p>

火災警報器	①療育手帳の障がい程度が重度又は最重度である者（火災発生感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯） ②身体障がい等級2級以上（火災発生感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの。	15,500円	8年
自動消火器	療育手帳の障がい程度が重度又は最重度である者・身体障がい等級2級以上の者、難病患者等である者（火災発生感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの。	28,700円	8年
電磁調理器	①療育手帳の障がい程度が重度又は最重度である者（18歳以上の者） ②視覚障がい2級以上（当該者の世帯が視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）（18歳以上の者）	知的障がい者及び視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	41,000円	6年
歩行時間延長 信号機用小型 送信機	視覚障がい2級以上（原則として学齢児以上の者）	視覚障がい児・者が容易に使用し得るもの。	7,000円	10年
聴覚障がい者 用屋内信号装 置（注2）	聴覚障がい2級（当該者の世帯が聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯である場合に限る。）（18歳以上の者）	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの。	87,400円	10年
イヤーマフ・デ ジタル耳栓	①愛護手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者で、聴覚過敏のもの ②医師により聴覚過敏があると認められるもの（要意見書）	聴覚過敏に対応できるもの	6,800円	3年

透析液加温器	腎臓機能障がい3級以上で自己連続携帯式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者(原則として3歳以上の者)	透析液を加温し、一定温度に保つもの。	51,500円	5年
ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能障がい3級以上又は同程度の身体障がい者(難病患者等を含む)であって、必要と認められる者(原則として学齢児以上の者) ※呼吸器以外の障がいは要意見書	障がい児・者、難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの。	36,000円	5年
電気式たん吸引器	呼吸器機能障がい3級以上又は同程度の身体障がい者(難病患者等を含む)であって、必要と認められる者(原則として学齢児以上の者) ※呼吸器以外の障がいは要意見書	障がい児・者、難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの。	56,400円	5年
酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者(18歳以上の者)	障がい児・者が容易に使用し得るもの。	17,000円	10年
視覚障がい者用体温計(音声式)	視覚障がい2級以上(当該者の世帯が視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)(原則として学齢児以上の者)	視覚障がい児・者が容易に使用し得るもの。	9,000円	5年
視覚障がい者用体重計	視覚障がい2級以上(当該者の世帯が視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)(原則として学齢児以上の者)	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	18,000円	5年
視覚障がい者用血圧計	視覚障がい2級以上(当該者の世帯が視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)(原則として学齢児以上の者)	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	9,500円	5年
動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	難病患者等で人工呼吸器の装着が必要な者	難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの。	50,000円	5年

人工鼻	喉頭摘出者で、音声機能障がい を有する者	障がい者が容易に使用し得るもの。	月額 23,760 円	—
正弦波インバーター発電機	次の①又は②に該当し、かつ障害の原因となった疾病により、人工呼吸器、ネブライザー、電気式たん吸引器、吸引吸入両用器等を使用している者。ただし、正弦波インバーター発電機とポータブル電源（蓄電池）のうち、どちらか1種目とする。	ガソリン又はガスボンベ等で作動する正弦波インバーター発電機で、介護者が容易に使用し得るもの	110,000 円	5 年
ポータブル電源（蓄電池）	①呼吸機能障害3級以上又は同程度の身体障がい者（児）であって、必要と認められる者 ②難病患者等で、呼吸器機能に障害がある者	蓄電機能を有する正弦波交流出力の電源装置で、介護者が容易に使用し得るもの	67,200 円	
携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障がい児・者又は肢体不自由児・者であって、発声・発語に著しい障がい を有する者（原則として学齢児以上の者）	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能、又は音声を拡幅・増幅する機能を有し、障がい児・者が容易に使用し得るもの。	98,800 円	5 年
情報・通信支援用具	視覚障がいまたは上肢機能障がい2級以上で、パソコンを使用することにより社会参加が見込まれる者	障がい者がパソコンを操作するうえで、その障害を有することに起因して必要となる入力サポート機器及び専用アプリケーションソフト等。	100,000 円	5 年
点字ディスプレイ	視覚障がい2級以上（原則として学齢児以上の者）の身体障がい者であって、必要と認められる者	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの。	383,500 円	6 年
点字器（標準型・携帯用） ※入院・施設入所も利用可	視覚障がい者	A 32マス18行、両面書真鍮板製 B 32マス18行、両面書プラスチック製	標準型A 10,712 円 標準型B 6,798 円 携帯用A 7,416 円 携帯用B 1,699 円	標準型 7 年 携帯用 5 年

点字タイプライター	視覚障がい2級以上（本人が就労もしくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る。）	視覚障がい児・者が容易に使用し得るもの。	63,100 円	5 年
視覚障がい者用ポータブルレコーダー	視覚障がい2級以上（原則として学齢児以上の者）	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい児・者が容易に使用し得るもの。	85,000 円	6 年
視覚障がい者用活字文書読上げ装置	視覚障がい2級以上（原則として学齢児以上の者）	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障がい児・者が容易に使用し得るもの。	99,800 円	6 年
視覚障がい者用拡大読書器	視覚障がい児・者であって、本装置により文字等を読むことが可能となる者（原則として学齢児以上の者）	画像入力装置により読みたいもの（印刷物等）を拡大表示又は読み上げるもの。	198,000 円	8 年
視覚障がい者用時計	視覚障がい2級以上（18歳以上の者）	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	触読式 10,300 円 音声式 13,300 円	5 年
聴覚障がい者用通信装置（FAX）	聴覚障がい児・者又は発声・発語に著しい障がいを有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者（原則として学齢児以上の者）	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障がい者が容易に使用できるもの。	35,000 円	5 年
聴覚障がい者用情報受信装置	聴覚障がい児・者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい児・者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、災害時の聴覚障がい児・者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障がい児・者が容易に使用し得るもの。	88,900 円	6 年

人工喉頭（笛式・電動式） ※入院・施設入所も利用可	喉頭摘出者	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの。 顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの。	笛式 5,150円 電動式 72,203円	笛式 4年 電動式 5年
点字図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障がい児・者	点字により作成された図書。	—	—
地上デジタル放送対応ラジオ	視覚障がい2級以上（18歳以上の者）	地上デジタル放送に対応したラジオ	29,000円	5年
人工内耳用電池	人工内耳埋め込み術を行った者	装着している人工内耳用体外装置に取り付け可能なもの。	月額 3,000円	—
暗所視支援眼鏡	視覚障がい者〔難病患者を含む〕であって、夜盲症又は視野狭窄等の症状を有する者 ※要意見書	高感度カメラで捉えた微光を増幅し眼鏡のディスプレイに鮮明な画像として投射できるもので、障がい者又は難病患者が容易に使用し得るもの。	395,000円	8年
ストーマ装具（消化器系） ※入院・施設入所も利用可	直腸機能障がい		月額 8,858円	—
ストーマ装具（尿路系） ※入院・施設入所も利用可	ぼうこう機能障がい		月額 11,639円	—
紙おむつ等 ※入院・施設入所も利用可	3歳以上で次のいずれかに該当するもの ①治療によって軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストマの変形のためストマ用装具を装着できない者 ②先天性疾患（先天性鎖肛を除く）に起因する神経障がいによる高度の排尿機能障がいまたは高度の排便機能障がいのある者 ③先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障がいのある者 ④脳性麻痺等脳原性運動機能障がいにより排尿もしくは排便の意思表示が困難な者 ※④の場合は要意見書		月額 12,000円	—
収尿器 ※入院・施設入所も利用可	ぼうこう機能障がい		男性用普通型 7,700円 男性用簡易型 5,700円 女性用普通型 8,500円 女性用簡易型 5,900円	1年
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	詳細は58頁			

- (注) 1 脳原性運動機能障がいの場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障がいに準じ取り扱うものとする。
- 2 聴覚障がい者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障がい者用目覚時計、聴覚障がい者用屋内信号灯を含む。
- 3 頭部保護帽・電気式たん吸引器・ネブライザー・紙おむつについては、給付可否意見書が必要になる場合もあります。
- 4 暗所視支援眼鏡を申請される場合は、給付可否意見書が必要になります。

# 住宅改修費の支給

問合せ先 八戸市 障がい福祉課 0178 (43) 9106

住宅を改修する場合、用具の購入費および工事費を給付します。

※ 改修工事施工前に事前の申請が必要です。

## <対象者>

次のいずれかに該当する方

- ① 下肢・体幹機能障がい又は乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい（移動機能障がいに限る。）3級以上の方。（ただし、特殊便器への取替えをする場合は、上肢障がい2級以上の方。）
- ② 難病患者等で、下肢又は体幹機能に障がいのある方。※原則として学齢児以上

## <支給制限>

- ① 本人または世帯員のいずれかの方について、市民税所得割額が46万円以上であるとき
- ② 介護保険該当者 ※ 介護保険制度からの給付となります。

## <必要なもの>

・改修前

- ① 身体障害者手帳
- ② 改修前の写真
- ③ 改修を行う業者の見積書・図面

・改修後

- ① 改修後の写真

## <限度額>

現に居住する住宅につき、原則1回200,000円を上限として給付します。

※原則として費用の1割が自己負担となります。

## <対象となる改修工事>

- ① 手すりの取り付け
- ② 段差の解消
- ③ 引き戸等への取り替え
- ④ 洋式便器等への便器の取り替え
- ⑤ 滑り防止および移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更
- ⑥ その他上記の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

## 運転免許取得費の助成

問合せ先 八戸市 障がい福祉課 0178 (43) 9106

障がい者が、就労等のために普通免許を取得した場合、免許取得に要した費用について助成金を交付します。

### <対象者>

八戸市内に在住し、身体障害者手帳・愛護手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受け、免許証の交付により就労等の社会参加が見込まれる方

### <支給制限>

- ① 障がい者本人及び当該障がい者と生計を一にする者に一定限度以上の所得があるとき
- ② 市税について滞納しているとき

### <必要なもの>

- ① 身体障害者手帳・愛護手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれか
- ② 自動車運転免許証
- ③ 自動車運転免許取得に係る費用の領収書
- ④ 本人名義の通帳

### <助成額>

免許取得に要した費用の3分の2に相当する額とし、10万円を上限とします。助成は原則1人につき1回とします。

### <申請について>

毎年度、予算の範囲内での助成となりますので、事前に連絡をお願いします。自動車運転免許証取得後6ヶ月以内に、必要なものを持参し、障がい福祉課に申請してください。

# 自動車改造費の助成

問合せ先 八戸市 障がい福祉課 0178 (43) 9106

身体障がい者が、就労および社会参加等のために自ら又は当該障がい者と生計を一にする者が所有し運転する自動車の操向装置等の一部を改造する場合、改造に要する費用について助成金を交付します。※ 改造前に事前の申請が必要です。

## <対象者>

八戸市内に在住する身体障がい者本人が所有又は当該障がい者と生計を一にする者が所有し、かつ運転する自動車について、操向装置等の改造により就労等の社会参加が見込まれる方

## <支給制限>

- ① 障がい者本人及び当該障がい者と生計を一にする者に一定限度以上の所得があるとき
- ② 市税について滞納しているとき

## <必要なもの>

### ・改造前

- ①身体障害者手帳
- ②自動車運転免許証
- ③改造前の写真
- ④改造を行う業者の見積書

### ・改造後

- ①改造後の写真
- ②車検証
- ③改造を行った業者の請求書
- ④本人名義の通帳

## <助成額>

改造に要した費用に相当する額とし、10万円を上限とします。  
一の自動車につき1回を限度とします。

## <申請について>

毎年度、予算の範囲内の助成となりますので、事前に連絡をお願いします。  
改造を行う前に、事前に障がい福祉課に申請してください。

# その他のサービス・制度

## 市内公共施設の利用（入場）料の割引

問合せ先 各施設

身体障害者手帳・愛護手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方が下記の施設を利用（入場）される場合には、手帳の提示により割引が受けられます。（介護人も割引となる場合もあります。）

<対象施設> 児童科学館、博物館、是川縄文館、博物館・史跡根城の広場（本丸）、水産科学館マリエント、体育施設（体育館、陸上競技場、武道館、トレーニング室、スケートリンク、室内トレーニング室、プール、健康運動センター等）、公会堂・美術館（市が主催する事業）、八戸公園こどもの国遊具使用料

## 身体障害者巡回診査

問合せ先 八戸市 障がい福祉課 0178 (43) 9106

例年7月に、肢体不自由に関する各種相談等を実施しています。新規に身体障害者手帳の交付を希望する方、障がい程度の再認定の方、補装具の給付を希望する方に、診断書や意見書の作成を行います。

<対象者>

次のいずれかに該当する方

- ① 身体に障がいがあり、身体障害者手帳の交付を受けたい方
- ② 身体障害者手帳を所持しており再認定が必要な方または現在の状態が手帳に記載されている程度と変わったと思われる方
- ③ 身体障がい者で、補装具の交付・修理を受けたい方 ※一部対象外の補装具があります。
- ④ 生活・医療・施設入所などの相談を希望する方

<必要なもの>

- ① 身体障害者手帳 ※ 交付されている方のみ
- ② レントゲン写真、紹介状（身体障害者手帳の交付のための診査を希望し、かかりつけの医療機関がある場合）
- ③ マイナンバーカード又は通知カード

<実施日について>

例年7月に実施されます。「広報はちのへ」やホームページでもお知らせしますが、詳しくは障がい福祉課までお問合せください。

## 在宅訪問診査

問合せ先 八戸市 障がい福祉課 0178 (43) 9106

身体の障がいにより日常生活に著しい支障のある在宅の重度身体障がい者を医師が訪問し、医療指導および生活相談を無料で行います。

例年 12 月中旬実施（予定）されてます。「広報はちのへ」やホームページでもお知らせしますが、詳しくは障がい福祉課までお問合せください。

## 選挙時の投票制度

問合せ先 八戸市 選挙管理委員会事務局 0178 (43) 9167

障がい者の方も等しく選挙権を行使していただくために次のような制度を設けています。詳しくは八戸市選挙管理委員会事務局へお問合せください。

制度の名称	対象者	手続き方法
代理投票	障がいがあるなどのために字を書くことが困難な方	投票所で申し出てください
点字投票	視覚障がい者	投票所で申し出てください
郵便等による不在者投票	・両下肢・体幹・移動機能障がい 1・2 級 ・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸機能障がい 1・3 級 ・免疫・肝臓機能障がい 1～3 級 ・上記と同程度の障がいがあることを八戸市長が証明した方	事前に選挙管理委員会へ「郵便等投票証明書」の交付申請をし、証明書を受ける必要があります。 投票用紙等の請求は、投票日の 4 日前までに、証明書を添えて選挙管理委員会に申し出てください。
郵便等による不在者投票代理記載	上記の郵便等による不在者投票のできる方のうち、上肢または視覚の障がい程度が 1 級の方等	上記の申請の他に、代理記載の方法による投票を行うことができる方であることの証明手続きと、代理記載人の届出が必要となります。
指定病院や指定施設に入院・入所しているかたの不在者投票	都道府県の選挙管理委員会が指定している病院や施設に入院・入所している方	入院、入所中の病院・施設へご確認ください。

## はり・きゅう・あんまマッサージ助成券の交付

問合せ先 八戸市 高齢福祉課 0178 (43) 9104

健康維持のため、はり・きゅう・あんまマッサージ施術費の一部を助成する助成券を交付しています。助成券は、八戸市指定の施術所においてのみ使用できません。

### <対象者>

八戸市に住所があり、次のいずれかに該当する方

- ① 70歳以上の高齢者
- ② 65歳以上の身体障害者手帳所持者（4級以上）
- ③ 65歳以上の愛護手帳所持者（A・Bとも）

### <助成額>

1枚800円の助成券を年間9枚交付（1回の施術にあたり1枚使用できます）

### <申請方法>

高齢福祉課及び南郷事務所の窓口で直接申し込みが必要です。詳しくは、八戸市高齢福祉課へお問合せください。

## 成年後見センター

問合せ先 八戸市 高齢福祉課 0178 (43) 9189

センターでは財産管理や契約行為に支援が必要な方が、住みなれた地域で安心して暮らせるよう、成年後見制度等の権利擁護に関する制度を利用するお手伝いをします。

名 称	所 在 地	連絡先
成年後見センター	八戸市根城八丁目 8-155 八戸市総合福祉会館 1階	TEL 0178-24-1324

# 介護保険制度

問合せ先 八戸市 介護保険課 0178 (43) 9083  
地域包括支援センター 0178 (43) 9189

介護保険制度は、八戸市が保険者となって運営しています。40歳以上の方が被保険者（加入者）となって保険料を負担し、支援や介護が必要と認定されたときには、費用の一部（原則として1割～3割）を負担し介護サービスを利用することができます。詳しくは、八戸市介護保険課又は地域包括支援センターへお問合せください。

## <対象者>

次のいずれかに該当する方

- ① 65歳以上（第1号被保険者）で、常時介護が必要な方や日常生活に支援が必要な方
- ② 40歳以上65歳未満の医療保険加入者（第2号被保険者）で、下表1～16の特定疾病が原因で、介護や支援が必要な方

## <特定疾病名>

1	筋萎縮性側索硬化症	9	糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
2	後縦靭帯骨化症	10	脳血管疾患 (脳出血・脳梗塞 等)
3	骨折を伴う骨粗しょう症	11	パーキンソン病関連疾患
4	多系統萎縮症	12	閉塞性動脈硬化症
5	初老期における認知症 (アルツハイマー病・血管性認知症・レビー小体病 等)	13	関節リウマチ
6	脊髄小脳変性症	14	慢性閉塞性肺疾患 (肺気腫・気管支喘息・びまん性汎細気管支炎 等)
7	脊柱管狭窄症	15	両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
8	早老症	16	がん末期

## 避難行動要支援者事業

問合せ先 八戸市 福祉政策課 0178 (43) 9258

地震や豪雨などの災害時に、自力では避難できない障がい者等（避難行動要支援者）が、地域の支援を受けて避難できる仕組みづくりを進めています。

避難行動要支援者の対象は、自宅で生活している方で、要介護度3～5、身体障害者手帳1～3級、愛護手帳（療育手帳）A又はその他同様の状態にある方です。

名簿の登録には申請手続きが必要で、作成した名簿は、市から消防・警察・民生委員・個人情報保護に関する協定を締結した自主防災組織等の地域の避難支援関係者に提供し、適切な支援体制の構築のために使用します。

## 生活福祉資金貸付制度

問合せ先 八戸市社会福祉協議会 0178 (47) 2940

障がい者世帯等を対象として、資金の貸付とそれに伴う必要な相談支援を行うことにより、安定した生活を継続して営めるよう支援する貸付制度です。

### <貸付資金の概要（4資金）>

総合支援資金	失業者等に対して、生活再建に向けた継続的な相談支援（就労支援・家計指導等）と生活費等を貸付け、自立生活を促進するための貸付資金です。
福祉資金	低所得世帯等に対して、生業費、冠婚葬祭費、転宅費、福祉用具購入費、自動車購入費、住宅改修費等の資金貸付と必要な相談・支援を行うことにより、経済的な自立、在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的にした貸付資金です。
教育支援資金	低所得世帯に対して、学校教育法に規定する高校、短大、大学又は高等専門学校に就学するために必要な経費を対象とした貸付資金です。
不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯が、一定の居住用不動産を担保として生活資金を借受け、住み慣れた家での生活を送ることを目的にした貸付資金です。

### <利用について>

生活福祉資金貸付制度は、他からの資金の借入れが困難な場合に相談が可能です。詳しくは、八戸市社会福祉協議会へお問合せください。

## 日常生活自立支援事業（あっぷるハート）

問合せ先

八戸市社会福祉協議会  
（あっぷるハートはちのへ）

0178（44）1121

高齢や障がいなどによって、自分一人で意思決定し、実行に移すことが難しい状況にあり日常生活に不安のある方が、自立した地域生活が送れるよう、福祉サービスの利用手続の援助や代行、それに伴う日常的な金銭管理を行います。

〈対象者〉

以下の条件のどちらにも当てはまる方

- ①高齢や障がいなどによって、自分一人で意思決定し、実行に移すことがむずかしい状況にあり日常生活に不安のある方
- ②この事業の契約内容について判断でき、利用を希望する方

〈サービス内容〉

- ①福祉サービスの利用援助
- ②日常的な金銭管理サービス
- ③書類等預かりサービス

〈利用料〉

福祉サービスの利用援助や必要な日常的な金銭管理サービスに伴う利用料

1回 1,500円

※生活保護受給者は利用料の負担はありません。

※本人の希望により月額500円で大事な証書や実印などを銀行の貸金庫で保管することができます。

## 自動車事故対策機構による介護料の支給（ナスバ）

問合せ先

独立行政法人 自動車事故対策機構  
ナスバ青森支所

017（739）0551

自動車事故により脳や脊髄等を損傷し重度の後遺症を負い、常時または随時の介護が必要となった方に、介護料が支給されます。

〈支給対象となる費用〉

- ①訪問介護等在宅介護サービス
- ②介護用品の購入等（修理含む）
- ③消耗品の購入

〈介護料支給額〉42,700円～226,330円（月額）

※支給対象となる方及び詳しい支給要件は、ナスバ青森支所にお問い合わせください。

# 職業指導と雇用促進

## 障害者雇用率制度

問合せ先      ハローワーク八戸      0178 (22) 8609      部門コード 32#

全ての事業主は、従業員的一定割合（＝法定雇用率）以上の障がい者を雇用することが義務付けられており、これを「障害者雇用率制度」といいます。

民間企業      2. 5%（※2. 7%）

国、地方公共団体      2. 8%（※3. 0%）

都道府県などの教育委員会      2. 7%（※2. 9%）

※令和8年7月以降、法定雇用率が引き上げとなります。

## お仕事に関する相談・紹介と雇用保険失業給付

問合せ先      ハローワーク八戸      0178 (22) 8609      部門コード 43#

お仕事を探すための相談や職業紹介のほか、希望者には障がい者の適性検査である「職業評価」の取り次ぎを行っています。また、障がい者求人企業が合同で参加する「障害者就職面接会」も開催しています。

お仕事を退職し、次のお仕事を探す場合は、「離職票」を提出することにより、要件を満たせば雇用保険から失業給付金が支給されます。

## 公共職業訓練

問合せ先      ハローワーク八戸      0178 (22) 8609      部門コード 43#  
八戸工科学院      0178 (28) 6811

就職に先立ち、能力に適合した職業訓練を行います。訓練費用は無料で、訓練生には要件を満たせば訓練手当が支給されます。訓練は、訓練施設で行われるもののほか、民間企業等で実際の仕事のなかで実践的に行うものがあります。

## 障がい者雇用奨励金

問合せ先      八戸市 産業労政課      0178 (43) 9038

八戸市内に居住する障がい者を新規に雇用した事業主に奨励金を交付します。障がい者の雇用1名につき月額10,000円（重度の障がい者は20,000円）を交付します。但し、短時間労働障がい者については雇用1名につき月額6,000円（重度の障がい者は12,000円）を交付します。

# 学校

## ◎ 八戸第一養護学校

小学部（6年）、中学部（3年）、高等部（3年）があり、肢体不自由である児童が教育を受けることができます。

学校名	所在地	連絡先（0178）
青森県立 八戸第一養護学校	八戸市大字大久保字行人塚 10-1	TEL 31-5008 FAX 32-4278

## ◎ 八戸第二養護学校

小学部（6年）、中学部（3年）があり、知的発達に遅れのある児童、運動の発達に遅れのある児童、人との接し方に遅れのある児童が教育を受けることができます。

学校名	所在地	連絡先（0178）
青森県立 八戸第二養護学校	八戸市大字松館字水野平 20-19	TEL 96-1214 FAX 96-5690

## ◎ 八戸高等支援学校

八戸第二養護学校高等部を分離・移転した高等部単独校で、普通科・産業科が設置されています。

学校名	所在地	連絡先（0178）
青森県立 八戸高等支援学校	八戸市大字鮫町字小舟渡平 9-291	TEL 32-2854 FAX 32-2857

## ◎ 八戸聾学校

幼稚部（3～5歳）、小学部（6年）、中学部（3年）があり、聴覚に障がいのある児童が教育を受けることができます。

学校名	所在地	連絡先（0178）
青森県立八戸聾学校	八戸市柏崎六丁目 29-24	TEL 43-3962 FAX 43-3942

## ◎ 八戸盲学校

小学部（6年）、中学部（3年）があり、視覚に障がいのある児童が教育を受けることができます。

学校名	所在地	連絡先（0178）
青森県立八戸盲学校	八戸市柏崎六丁目 29-24	TEL 43-3962 FAX 43-3942

# 相談窓口と相談員

## ◎ 八戸市 (八戸市内丸1-1-1)

課名	連絡先 (0178)	各課の業務内容
障がい福祉課	TEL 43-9106・43-9343 FAX 22-4810	心身に障がいのある方のために各種支援を行う
生活福祉課	TEL 43-9307・43-9308 43-9312・43-9320 43-9316・43-2807 FAX 43-2285	生活に困っている世帯を保護救済し自立できるよう援助を行う
高齢福祉課	TEL 43-9104・43-9189 FAX 43-2442	高齢者のために各種の福祉サービスや地域包括支援センター及び介護予防センターに関することを行う
こども未来課	TEL 43-9094 FAX 43-2144	保育所等に関することなどの各種事業を行う
子育て支援課	TEL 43-9342 FAX 43-2144	子育て支援に関することなどの各種事業を行う
福祉政策課	TEL 43-9258 FAX 47-0746	民生委員・児童委員に関する事務、災害時要援護者支援のほか、福祉政策の調整を行う。

## ◎ 八戸市障がい者相談支援事業所

専門の相談員が、障がい者(児)や、その家族が抱える日常生活における困りごとの相談を受けるとともに、障害福祉サービスの情報提供や関係機関との連携調整等を行います。

事業所名	連絡先 (0178)	住所	開所日・時間
障害者相談・活動支援センター ぴあみなと	TEL・FAX 44-4456	八戸市大字廿三日町 18	[電話相談・来所相談] 月～金(祝日、年末年始を除く) 9:00～16:00
地域活動支援センター ハートステーション	TEL・FAX 46-5431	八戸市小中野三丁目 12-2	[電話相談・来所相談] 月～土(祝日、年末年始を除く) 8:30～17:30
地域生活支援センター せいめいしゃ 青明舎	TEL 70-2088 FAX 32-0865	八戸市大字田面木字赤坂 16-8 (1階)	[電話相談] 月～土 9:00～16:00 [来所相談] 月・金 9:00～12:00 火～木 9:00～16:00 土(第2・4) 13:00～16:00
八戸市障害者地域生活支援センター ハピア ※主に身体障害に関すること	TEL 44-9377 FAX 44-9382	八戸市類家四丁目 3-1 八戸市身体障害者更生館内	[電話相談・来所相談] 月～日(12/31、1/1を除く) 9:00～18:00

### ◎ 青森県障がい者相談センター

主として18歳以上の障がい者を対象として、専門的立場から次のようないろいろな相談・指導を行っています。(医療に関する相談・指導・医学的判定、義肢や補聴器など補装具の要否・適合判定、心理学的判定・職能的判定など)

名称	所在地	連絡先
青森県障がい者相談センター	弘前市大字下白銀町 14-2	TEL (0172) 32-8437 FAX (0172) 34-6167

### ◎ 地域包括支援センター (市直営)

市内12箇所の高齢者支援センターを統括し、各センターへの助言・指導や後方支援を行うことでサービスの向上を図ります。

担当	所在地	連絡先 (0178)
八戸市地域包括支援センター (八戸市高齢福祉課)	八戸市内丸一丁目 1-1	TEL 43-9189 FAX 43-2442

### ◎ 介護予防センター (市直営)

高齢者自らが、介護予防及び認知症予防に取り組むことができるよう介護予防相談等を実施しています。

担当	所在地	連絡先 (0178)
介護予防センター (八戸市総合保健センター2階)	八戸市田向三丁目 6-1	TEL 38-0726 FAX 38-0739

### ◎ 高齢者支援センター (12箇所)

高齢者が住み慣れた地域で安心した生活を続けられるよう、保健師や社会福祉士などの専門の職員が高齢者の権利を守る権利擁護や介護予防支援のほか、各種相談を受け付けています。

担当地域	センター名	所在地 (八戸市)	電話(0178)
①市川・根岸	ミライフ	日計四丁目 8-47 オフィースアルタ 101	38-7465
②下長・上長	はくじゅ	河原木字北沼 22-39	20-4400
③田面木・館・豊崎	ハピネスやくら	八幡字下樋田 1-1	27-8990
④長者・白山台	ちょうじゃの森	糠塚字下道 7-32	46-0817
⑤三八城・根城	みやぎ	内丸一丁目 1-30	71-2271
⑥小中野・江陽	アクティブ 2 4	小中野一丁目 1-14	73-3337
⑦柏崎・吹上	八戸市医師会	柏崎 6-26-1	38-3820
⑧是川・中居林	ミライフ	中居林字道合 25-4	70-5802
⑨大館・東	みやぎ	岩泉町 7	32-0316
⑩白銀・湊	えがお	白銀町字右岩淵通 23-1	38-1328
⑪白銀南・鮫・南浜	瑞光園	大久保字大山 32-1	25-0103
⑫南郷	なんごう	南郷大字市野沢字市野沢 22-3	70-5102

※令和7年4月現在

◎ 八戸市保健所（こども健康部）：八戸市総合保健センター（八戸市田向三丁目6-1）

課名	連絡先（0178）	各課の業務内容
保健総務課	TEL 38-0707・38-0709 FAX 38-0735	診療所や施術所、薬局等の届出の受理等の医事薬事に関する業務など
健康づくり推進課	TEL 38-0710・38-0711 38-0712・38-0713 38-0714 FAX 38-0735	各種健診や、健康づくり事業・成人保健に関する業務など
保健予防課	TEL 38-0715・38-0716 38-0717・38-0718 38-0729 FAX 38-0736	予防接種や感染症、精神保健・難病等に関する相談・指導など
衛生課	TEL 38-0719・38-0720 38-0721・38-0722 FAX 38-0737	理容所・美容所・クリーニング所等生活衛生に関する業務や食品衛生業務、飼い犬の登録・狂犬病予防に関する業務など
すくすく親子健康課	TEL 38-0711・38-0374 38-0712 FAX 38-0735	小児慢性特定疾病・妊娠・出産・乳幼児の子育てに関する業務など

◎ 青森県 健康医療福祉部（三戸保健所）

八戸市及び管内町村の指定難病医療費助成に関することや管内町村の保健所業務を取り扱っています。

名称	所在地	連絡先（0178）
三戸保健所	八戸市大字尻内町字鴨田7	TEL 27-5111 FAX 27-1594

◎ 青森県 健康医療福祉部（三戸福祉事務所）

DV相談や三戸郡及びおいらせ町の生活保護に関することを行っています。

名称	所在地	連絡先（0178）
三戸福祉事務所	八戸市大字尻内町字鴨田7	TEL 27-5111 FAX 27-4509

◎ 青森県 健康医療福祉部（三八児童相談所）

18歳未満の児童に関するあらゆる問題について相談に応じるとともに、専門的な調査・判定・指導を行っています。

名称	所在地	連絡先（0178）
三八児童相談所	八戸市大字尻内町字鴨田7	TEL 27-2271 FAX 27-2627

## ◎ 税務署等

税金関係の相談や申請については、次の機関で取り扱います。

名称	所在地	連絡先 (0178)
八戸税務署	八戸市江陽二丁目 9-45	TEL 43-0141
青森県三八県税事務所	八戸市大字尻内町字鴨田 7	TEL 27-5111 FAX 27-3817
八戸市住民税課	八戸市内丸一丁目 1-1	TEL 43-9232 FAX 45-6737

## ◎ 公共職業安定所

心身障がい者の職業紹介については、就職の斡旋から就職後のアフター・ケアまで一貫したサービスを行っています。

名称	所在地	連絡先 (0178)
八戸公共職業安定所 (ハローワークはちのへ)	八戸市沼館四丁目 7-120	TEL 22-8609 FAX 43-5887

## ◎ 社会福祉協議会

福祉のまちづくりを目指し、広報・啓発活動、生活困窮者への支援、ボランティア活動の推進などに取り組んでいます。また、「ふれあい相談所」を開設し、困りごとの相談、法律相談を行っています。

名称	所在地	連絡先 (0178)
八戸市社会福祉協議会	八戸市根城八丁目 8-155 (総合福祉会館 1 階)	TEL 47-2940 FAX 47-1881

## ◎ 青森県障害者社会参加推進センター

障がいを理由とする差別に関する相談や紛争防止のための相談機関で、障害者差別解消相談員が対応しています。

受付時間等	所在地	相談方法	連絡先
火曜・祝日・年末年始 を除く月曜～日曜 10:00～16:00	青森市野尻字今 田 52-4 (ねむのき会館)	電話・FAX・ メール・来所	TEL:017-764-2941 (障害者 110 番) FAX:017-764-2942 メール: sabetsuzero@nemunoki.jp

## ◎ 青森県発達障害者支援センター Doors (ドアーズ)

発達障がいのある方への支援を総合的に行うことを目的とした専門的機関で、発達障がいのある方及びそのご家族からのさまざまな相談に応じ、適切な指導と助言を行っています。

受付時間	所在地	連絡先
月曜～金曜 9:00～17:00 (12/29～1/3、8/13～8/16 を除く)	八戸市類家一丁目 1-16	0178-51-6181

## ◎ 相談員

### (1) 身体障害者相談員

障がい者の福祉に熱意のある民間の協力者が相談員になり、身体障がい者またはその家族からのいろいろな相談に応じ、福祉事務所などの関係機関との連絡のもとに、必要な指導を行っています。

氏名	地域	障害別	連絡先 (0178)
工藤 志朗	八戸市柏崎二丁目	肢 体	080-1674-8260
小林 豊	八戸市大字市川町	〃	20-4188
東山 国男	八戸市大字妙	〃	25-0583
田附 治則	八戸市江陽五丁目	〃	45-0627
毛利 優子	八戸市西白山台三丁目	〃	23-5407
赤坂 愛二	八戸市大字田面木	〃	70-1200
西久保 賀庸	八戸市大字白銀町	〃	33-0947
百鳥 正直	八戸市吹上五丁目	〃	45-5102 / 090-7567-7299
柏崎 まつゑ	八戸市江陽一丁目	〃	44-1715
荒谷 勇夫	八戸市北白山台三丁目	〃	27-3433
東山 雅子	八戸市大字妙	〃	25-0583
前澤 時廣	八戸市大字湊町	全 般	31-2725
高橋 幸治	八戸市南郷大字市野沢	〃	82-3424
谷崎 利巳	八戸市岬台三丁目	聴 覚	FAX 34-5967
中川原 輝信	八戸市大字是川	〃	FAX 96-5345
谷川 康男	八戸市南郷大字島守	〃	FAX 83-2663
大久保 友芳	八戸市大字沢里	視 覚	44-3699
高館 武治	八戸市吹上一丁目	〃	44-8714

### (2) 知的障害者相談員

知的障がい者の家庭における教育・生活などに関する相談・指導に応じ、施設入所や就学・就職等について関係機関との連絡にあたります。相談は、「八戸市手をつなぐ育成会」にご協力を頂いております。相談員の氏名・連絡先などは障がい福祉課 (TEL43-9343) へお問合せください。

### (3) 民生委員・児童委員

心身障がい者の自立更生を援助・指導するなど、関係機関との協力のもとに社会福祉の増進に努めています。各地区の民生委員・児童委員の氏名・連絡先などは、福祉政策課 (TEL 43-9258) へお問合せください。

## ◎ 八戸市身体障害者団体連合会

身体障がい者、またはその家族の日常生活の悩み事や心配事など、さまざまな相談に応じる窓口を開設しています。

市などから委託された身体障害者相談員が相談に対応しますので、ひとりで悩まずにお気軽にご相談ください。

- 対 象 者 肢体不自由者・視覚障がい者・聴覚障がい者
- 相 談 日 毎週木曜日・土曜日 午前9時00分～午前11時30分
- 場 所 八戸市根城8-8-155 八戸市総合福祉会館 2階
- 問 合 せ 電話 (0178) 47-1651 内線222

# 各種福祉団体

同じ障がいのある方やその家族で福祉団体が組織されています。いろいろな行事やイベントを開催したり、相談に応じたりとさまざまな活動をしております。詳細は各団体にお問合せください。

	団体名	会長(代表者)	所在地(八戸市)	連絡先(0178)
①	八戸市 身体障害者団体連合会	東山 国男	根城八丁目 8-155 総合福祉会館内	TEL 47-1651 (内線 222)
②	八戸市 肢体障害者福祉会	東山 国男	根城八丁目 8-155 総合福祉会館内	TEL 47-1651 (内線 222)
③	八戸市ろうあ協会	谷崎 利巳	根城八丁目 8-155 総合福祉会館内	FAX 45-0561
④	八戸市 視力障害者福祉会	大久保 友芳	沢里字休場 14-71	TEL 44-3699
⑤	八戸圏域障がい児・者 支援連絡協議会	湖東 正美	青葉二丁目 16-17 ふれ愛プラザあおば内	TEL 72-4552 FAX 72-4553
⑥	八戸市 手をつなぐ育成会	吹越 健司	根城八丁目 8-155 総合福祉会館内	TEL・FAX 32-2003
⑦	八戸市 自閉症児(者)親の会	馬淵 豊美	石堂二丁目 24-24	(木村ひとみ) TEL・FAX 28-8421
⑧	八戸小鳩会 (ダウン症児親の会)	小田 良広	八太郎三丁目 13-4	TEL・FAX 20-5851
⑨	八戸地区 腎友会	丸井 博也	南類家二丁目 9-1	(久保博愛) TEL 45-0190 FAX 45-0191
⑩	公益社団法人 日本オストミー協会 青森県支部	井畑 光男	高州二丁目 9-12	TEL・FAX 20-6444
⑪	八戸市 ことばを育てる親の会	小笠原 和香子	城下四丁目 3-42 城下小学校内 (ことばきこえの教室)	TEL 43-6111 FAX 71-1374
⑫	八戸鳴声会	工藤 義弘	糠塚字大開 2-8	TEL・FAX 44-2181

※ここでは、主な福祉団体を紹介しておりますが、他の団体の情報については、「市民活動ハンドブック」(八戸市市民活動サポートセンター「ふれあいセンターわいぐ」発行)に紹介されています。URL：<http://www.htv-net.ne.jp/~supo-cen/>

○**問合せ** TEL(0178)73-3311 FAX(0178)73-3312

# 福祉施設

## ◎ 八戸市内の主な施設

施設名	所在地（八戸市）	連絡先（0178）
八戸市身体障害者更生館	類家四丁目 3-1	TEL 44-9100
八戸福祉体育館	類家四丁目 3-1	TEL 43-0635
八戸市福祉公民館	類家四丁目 3-1	TEL 43-0635

## ◎ 八戸市総合福祉会館（はちふくプラザねじょう）

福祉活動を推進するためのボランティア活動の拠点として、及び市民の教養の向上を総合的に推進するための場として設置されています。

施設名	所在地（八戸市）	連絡先（0178）
八戸市総合福祉会館 （はちふくプラザねじょう）	根城八丁目 8-155	TEL 47-1651 FAX 47-1881

### 〈八戸市総合福祉会館 各階のご案内〉

階	設置室及び入館団体	
6階	談話室 料理実習室	八戸市保育連合会
5階	研修室 ヘルパーステーション 八戸市老人クラブ連合会 八戸市ボランティア連絡協議会	八戸市手をつなぐ育成会 八戸市母子寡婦福祉会 むつぼし友の会
4階	第1教室 第2教室 八戸地方労働基準協会	八戸市鷗盟大学事務局 八戸地区社会福祉施設連絡協議会
3階	大会議室 第1会議室 第2会議室	遊戯室 八戸市市民活動サポートセンター
2階	管理事務室 多目的ホール 福祉機器展示コーナー 八戸市肢体障害者福祉会	八戸市身体障害者団体連合会 八戸市ろうあ協会 八戸市視力障害者福祉会
1階	警備室 八戸市社会福祉協議会 ・八戸市ファミリーサポートセンター	・八戸市成年後見センター

## 【障がい者のシンボルマーク】

<p>○国際シンボルマーク</p> 	<p>障がい者が利用できる建物・施設や乗り物であることを示す世界共通のシンボルマークです。 個人の車に表示することも可能ですが、それによって駐車禁止除外等の法的な優遇措置を受けられることにはなりません。</p>
<p>○視覚障がいを示す国際シンボルマーク</p> 	<p>視覚障がいを示す世界共通のシンボルマークです。</p>
<p>○聴覚障がいを示す国際シンボルマーク</p> 	<p>聴覚障がいを示す世界共通のシンボルマークです。</p>
<p>○耳マーク</p> 	<p>耳の不自由な人々の存在と立場を社会一般に認知してもらい、コミュニケーションの配慮などの理解を求めていくためのシンボルマークです。社団法人全国難聴者・中途失聴者団体連合会に著作権があります。</p>
<p>○オストメイトマーク</p> 	<p>人工肛門・人工膀胱を使用するかたのための設備（排泄物の処理や身体、装具の洗浄などができるトイレ等）を示す案内用図記号として、社団法人日本オストミー協会が提唱しています。</p>
<p>○ハートプラスマーク</p> 	<p>身体内部に障がいのあるかたを示すマークです。「内部障害者・内臓疾患患者の暮らしについて考えるハート・プラスの会」により作成されたものです。法的な拘束力はありませんが、目に見えない内部障がいや疾患に対しての理解が深まることを目的としています。</p>
<p>○身体障害者標識</p> 	<p>肢体不自由であることを理由に条件付きの運転免許を取得されている人が、普通自動車を運転する際に車に表示するマークです。周囲の運転者に注意を促し、マークを表示する運転者の保護を図ることを目的としています。このマークを付けた車への幅寄せや割り込み行為は禁止されています。</p>
<p>○補助犬マーク</p> 	<p>補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）と同伴できる施設であることを示すマークです。平成 14 年に身体障害者補助犬法が施行され、公的施設や公共交通機関等での補助犬の同伴が法的に認められるようになりました。現在では、不特定多数のかたが利用するホテルやデパートなども法の認定を受けた補助犬の同伴が原則可能となりました。</p>
<p>○聴覚障害者標識</p> 	<p>普通自動車を運転することができる免許を受け、政令で定める程度の聴覚障がいのあることを理由に当該免許に条件を付されている人が、普通自動車を運転する際に車に表示するマークです。このマークを付けた車への幅寄せや割り込み行為は禁止されています。</p>

○ヘルプマーク



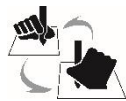
外見では障がいがあると分からなくても援助や配慮が必要な方が、援助が得やすくなるよう平成 24 年 10 月、東京都が作成したマークです。

○手話マーク



ろう者、難聴者、中途失聴者等が、手話でコミュニケーションの配慮を求める時に提示したり、公共施設等の窓口で手話による対応ができることを表示するマークで、一般財団法人全日本ろうあ連盟が策定しました。

○筆談マーク



ろう者、難聴者、中途失聴者、音声言語障がい者、知的障がい者、外国人等が、筆談でコミュニケーションの配慮を求める時に提示したり、公共施設等の窓口で筆談による対応ができることを表示するマークで、一般財団法人全日本ろうあ連盟が策定しました。



発行年 令和 8年

## 八戸市福祉事務所 障がい福祉課

八戸市内丸一丁目 1 番 1 号

Tel 0178(43)2111 (代表)

内線 5211・5212・5213・5214

5215・5216・5217・5218

障がい福祉グループ直通 0178(43)9106

自立支援グループ直通 0178(43)9343

Fax 0178(22)4810

E-mail: shogai@city.hachinohe.aomori.jp